

## 第5章 国の基本指針に即して定める「第7期障害福祉計画」

### 1 計画の策定にあたって

#### (1) 計画の性格及び位置付け

障害福祉計画は、障害者総合支援法第89条に基づき、国の定める「基本指針」<sup>※</sup>に即し、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

本県の障害福祉計画は、これまで、第1期計画（平成18～20年度）、第2期計画（平成21～23年度）、第3期計画（平成24～26年度）、第4期計画（平成27年～29年度）、第5期計画（平成30～令和2年度）及び第6期計画（令和3～5年度）を策定しており、このうち第4期計画以降は、障害者基本法に基づく障害者計画と統合し、「岐阜県障がい者総合支援プラン」の中に位置付けて策定しております。

第7期計画（令和6～8年度）においても、引き続き、同プランの中に位置付けて策定します（第5章、第7章）。

#### ※ 国の定める「基本指針」

根拠規定：障害者総合支援法第87条（基本指針）

主務大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

→ 指針の内容については、185ページに掲載

#### (2) 第7期計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

#### (3) 障害保健福祉圏域の設定

障害者総合支援法では、障がい者に身近な行政主体である市町村が、当事者のニーズを的確に把握したうえで障がい者の支援に取り組んでいくことを基本としていますが、専門的な支援については、広域的な取組みも必要です。

このため、指定障害福祉サービス等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

(障害保健福祉圏域)

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃圏域	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

#### (4) 計画の推進体制

障害福祉計画における目標等について、年に1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じます。

##### ①岐阜県障がい者総合支援懇話会等との協働

障害福祉計画を推進するためには、行政だけではなく、障がい者支援に関連するすべての者が連携し、積極的・主体的に取り組む必要があります。

このため、「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴き、実践活動面で障害福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

##### ②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

障害福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進捗管理と評価を行います。

また、障害福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

#### (5) 障害福祉サービス等の見込量の算出

第7期障害福祉計画の目標年度である令和8年度における障害福祉サービス等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、第6期障害福祉計画の実績を踏まえ、算出しました。

##### ①市町村との調整

市町村は障害福祉サービス等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては市町村ごとの障害福祉サービス等の見込量を合計したうえで、サービスの種類ごとに精査・調整を行い、サービスの見込量を定めました。

## 2 成果目標

### (1) 令和8年度の成果目標の設定

国の基本指針では、①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援の充実、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤相談支援体制の充実・強化等、⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、令和8年度の成果目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の成果目標を次のとおり設定します。

#### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### ア 成果目標の設定

###### 【国の基本指針】

- ・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から、5%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情に応じて設定。



###### 【県の成果目標】

- ・令和8年度末の施設入所者数は、令和4年度末時点を基準に現状維持とします。
- ・令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の4.2% (92人)以上が地域生活へ移行することを目指します。

【成果目標の積算】

項 目	数 値	備 考
① 令和4年度末の施設入所者数	2,209人	令和4年度末現在の県内施設の入所者数
② 令和8年度末の施設入所者数	2,209人	令和8年度末現在の県内施設の入所者数
③【目標値】 施設入所者数の減少見込み(②-①) (割合 ③÷①)	0人 (△0%)	令和4年度末現在の施設入所者数の令和8年度末までの減少見込み数
④【目標値】 地域生活移行者数 (割合 ④÷①)	92人 (4.2%)	施設入所者のうち、令和8年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行する者の数
⑤(参考)【第6期計画実績】 地域生活移行者数 (割合)	41人 (1.8%)	施設入所者のうち、令和4年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行した者の数

イ 成果目標設定の考え方

- 施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況や県内の向こう3年間の入所施設の待機者が相当数(約180人)いる状況を踏まえるとともに、障がい者の将来ニーズを見据え、セーフティネットの役割の重要性に鑑み、令和8年度末の施設入所者数は現状維持を目標値とします。
- 施設入所者の地域生活移行は、地域生活を望む入所者の希望を実現するため、また、緊急度の高く真に入所が必要な待機者が入所できるよう可能な限り推進していきます。しかしながら、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況等を踏まえ、入所者のうち、60歳以下かつ、障害支援区分の中・軽度(障害支援区分4以下)の方である92人(4.2%)を、令和8年度末までの地域生活移行者数の目標値とします。

ウ 指定障害者支援施設の必要定員総数の設定

- 国の基本指針では、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。
- なお、指定障害者支援施設においては、多くの入所待機者がいる施設がある一方、入所定員数に空きがあり、今後も入所希望者がいない施設もあるという状況が生じています。そのため、利用者ニーズや地域バランス等を踏まえ、入所定員数と入所者数の乖離、入所待機者の解消について検討していきます。

【指定障害者支援施設の必要定員総数】

	令和4年度*	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者支援施設定員数 (実際の定員数)	2,339人 (2,319人)	2,339人	2,319人	2,319人	2,319人

※前計画で定めた必要定員総数

## ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

## ア 成果目標の設定

## 【国の基本指針】

- ・令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本に設定する。
- ・令和8年度時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定。
- ・令和8年度における入院後3か月時点の退院率を、68.9%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度における入院後6か月時点の退院率を、84.5%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度における入院後1年時点の退院率を、91.0%以上を基本として地域の実情に応じて設定。



## 【県の成果目標】

- ・令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均が325.3日以上になることを目指します。
- ・令和8年度時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定します。
- ・令和8年度における入院後3か月時点の退院率を、69%以上として設定します。
- ・令和8年度における入院後6か月時点の退院率を、85%以上として設定します。
- ・令和8年度における入院後1年時点の退院率を、91%以上として設定します。

【成果目標の積算】

項 目	令和4年度実績	令和8年度目標
①【目標値】 退院後1年以内の地域における生活日数の平均	319.2日*	325.3日以上
②【目標値】 65歳以上の1年以上長期入院患者数	1,148人	1,100人
③【目標値】 65歳未満の1年以上長期入院患者数	905人	817人
④【目標値】 入院後3か月時点の退院率	67.1%*	69%以上
⑤【目標値】 入院後6か月時点の退院率	84.1%*	85%以上
⑥【目標値】 入院後1年時点の退院率	90.4%*	91%以上

※については、令和元年度の実績

イ 成果目標設定の考え方

- 国の基本指針においては、「退院後1年以内の地域における生活日数の平均」の目標値は325.3日以上とすることが基本とされています。これを踏まえ、本県においても、325.3日以上を目標とします。
- 国が提示する推計式を用いて「65歳以上の1年以上長期入院患者数」「65歳未満の1年以上長期入院患者数」を算出し、それぞれ、1,100人、817人を目標とします。
- 国の基本指針においては、「入院後3か月時点の退院率」「入院後6か月時点の退院率」「入院後1年時点の退院率」の目標値は、それぞれ68.9%以上、84.5%以上、91.0%以上とすることが基本とされております。これを踏まえ、本県においては、それぞれ69%以上、85%以上、91%以上を目標とします。

## ③地域生活支援の充実

## ア 成果目標の設定

## 【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに各市町村（複数市町村による共同含む）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーター等の配置等を進め、また、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。



## 【県の成果目標】

- ・令和8年度末までに各市町村（複数市町村による共同含む）において地域生活支援拠点等が整備されることを目指します。
- ・地域生活支援拠点等には、各市町村においてコーディネーター等が配置されるとともに、年1回以上運用状況の検証及び検討が実施されることを目指します。
- ・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制が整備されることを目指します。

## 【成果目標の積算】

項 目	令和4年度実績	令和8年度目標
【目標値】 地域生活支援拠点等が整備された市町村数	39市町村	42市町村
【目標値】 コーディネーター等が配置された市町村数	11市町村	42市町村
【目標値】 年1回以上の運用状況の検証及び検討が実施された市町村数	31市町村	42市町村
【目標値】 強度行動障がい者を有する障がい者支援体制が整備された市町村数（圏域整備の市町村含む）	—	42市町村

## イ 成果目標設定の考え方

- 地域生活支援拠点等とは、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に対応するため、相談（地域移行、親元からの自立等）、緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、専門性（人材の確保・養成、連携等）、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の項目の機能を満たす拠点又は複数の事業所・機関による面的な体制です。
  
- 国の基本指針においては、令和8年度末までに各市町村（複数市町村による共同整備含む。）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーター等の配置等を進め、また、年1回以上運用状況を検証及び検討を実施することとされています。これを踏まえ、本県においても、各市町村（複数市町村による共同含む。）において整備されるとともに、整備された地域生活支援拠点等にコーディネーター等が配置され、年1回以上運用状況の検証及び検討が実施されることを目標とします。
  
- また、国の基本指針において、令和8年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障がいや有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとされています。これを踏まえ、本県においても、各市町村又は圏域において整備されることを目標とします。



## ④福祉施設から一般就労への移行等

## ア 成果目標の設定

## 【国の基本指針】

- ・令和8年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労移行者数を令和3年度移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度における就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の各事業を通じた一般就労移行者数を令和3年度移行実績のそれぞれ1.31倍以上、1.29倍以上、1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末までに県が協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。



## 【県の成果目標】

- ・令和8年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労移行者数を令和3年度移行実績の1.28倍以上とすることを目指します。
- ・令和8年度における就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の各事業を通じた一般就労移行者数を令和3年度移行実績のそれぞれ1.31倍以上、1.29倍以上、1.28倍以上とすることを目指します。
- ・令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。
- ・令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを目指します。
- ・令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目指します。
- ・令和8年度末までに県が協議の場を設けて取組を進めることを目指します。

【成果目標の積算】

項 目	数 値	備 考
① 令和3年度の一般就労移行者数	262人	令和3年度において就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労した者の数
②【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数 （増加率②÷①）	336人 (1.28倍)	令和8年度において就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
③ 令和3年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数	130人	令和3年度において就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
④【目標値】 令和8年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数 （増加率④÷③）	171人 (1.31倍)	令和8年度において就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
⑤ 令和3年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	90人	令和3年度において就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数
⑥【目標値】 令和8年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数 （増加率⑥÷⑤）	117人 (1.29倍)	令和8年度において就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
⑦ 令和3年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	33人	令和3年度において就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数
⑧【目標値】 令和8年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数 （増加率⑧÷⑦）	43人 (1.28倍)	令和8年度において就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数

項 目	数 値	備 考
⑨【目標値】 令和8年度の一般就労移行者割合が5割以上の事業所の割合	5割以上	令和8年度において、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項 目	数 値	備 考
⑩ 令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	156人	令和3年度において就労定着支援事業を利用した者の数
⑪【目標値】 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数（増加率⑪÷⑩）	220人 (1.41倍)	令和8年度において就労定着支援事業を利用した者の数

項 目	数 値	備 考
⑫【目標値】 令和8年度の就労定着率が7割以上の事業所の割合	2割5分以上	令和8年度において、就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の事業所の割合

項 目
⑬【目標】 令和8年度末までに県が協議の場を設けて取組を進める。

#### イ 成果目標設定の考え方

- 令和8年度における福祉施設から一般就労する者の数については、国の基本指針において、令和3年度実績の1.28倍以上とすることが基本とされています。これを踏まえ、本県においても、令和8年度における福祉施設から一般就労する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上（336人以上）とすることを目標とします。
- このうち、就労移行支援事業を通じた一般就労については、一般就労への移行において重要な役割を担うものであることから、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の一般就労者数を令和3年度実績の1.31倍以上（171人以上）とすることを目標とします。また、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。
- 就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の一般就労者数を令和3年度実績の1.29倍以上（117人以上）、1.28倍以上（43人以上）とすることを目標とします。
- また、一般就労への定着も重要であることから、国の基本指針を踏まえ、令和8年度における就労定着支援事業の利用者数については令和3年度の実績の1.41倍以上（220人以上）とするとともに、就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすることを目標とします。
- 加えて、県が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議の場を設けて取組を進めることを目標とします。

## ⑤相談支援体制の充実・強化等

### ア 成果目標の設定

#### 【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、各市町村（複数市町村による共同含む）において、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、各市町村協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。



#### 【県の成果目標】

- ・令和8年度末までに、各市町村（複数市町村による共同含む）に基幹相談支援センターが設置され、地域の相談支援体制の強化を図る体制が確保されることを目指します。
- ・令和8年度末までに、各市町村協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組が行われるとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制が確保されることを目指します。

#### 【成果目標の積算】

項 目	令和4年度実績	令和8年度目標
【目標値】 基幹相談支援センターの設置市町村数	41市町村	42市町村
【目標値】 協議会の体制確保市町村数	29市町村	42市町村

### イ 成果目標設定の考え方

- 国の基本指針においては、令和8年度末までに、各市町村（複数市町村による共同設置を含む。）において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とすることとされています。

これを踏まえ、本県においても、各市町村に同センターが設置され、地域の相談支援体制の強化を図る体制が確保されることを目標とします。

- また、協議会についても、国の基本指針を踏まえ、各市町村の協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組が行われるとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制が確保されることを目指します。

## ⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

## ア 成果目標の設定

## 【国の基本指針】

令和8年度までに、下記の体制を構築することを基本とする。

- ・市町村職員向け研修、相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等の計画的な人材養成を推進する。
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を関係自治体等と共有する体制を構築する。
- ・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係市町村との共有体制を構築する。



## 【県の成果目標】

令和8年度までに、下記の実施を目指します。

- ・市町村職員向け研修、相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等の計画的な人材養成を推進する。
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を関係自治体等と共有する。
- ・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を関係市町村と共有する。

## イ 成果目標設定の考え方

- 国の基本指針においては、障害福祉サービス等が多様化するとともに多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、県は、必要な体制を構築することを基本とすることとされています。

これを踏まえ、本県においても、計画的に市町村職員向け研修、相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）を実施するとともに、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を関係自治体等と共有し、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する年間の指導監査結果について関係市町村と情報共有する機会を設けることにより、障害福祉サービスの一層の質の向上を図っていきます。

## (2) 令和8年度の活動指標の設定

国の基本指針では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を達成するため、令和8年度の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の活動指標を次のとおり設定します。

### 【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	県 8回 市町村 74回	県 6回 市町村 130回
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	県 272人 市町村 264人	県 204人 市町村 534人
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	県 6回 市町村 41回	県 6回 市町村 66回
④精神障がい者の地域移行支援の利用者数	6人	42人
⑤精神障がい者の地域定着支援の利用者数	11人	44人
⑥精神障がい者の共同生活援助の利用者数	515人	684人
⑦精神障がい者の自立生活援助の利用者数	3人	29人
⑧精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	176人	245人
⑨精神病棟における退院患者の退院後の行き先	自宅 252人 施設 80人 医療機関 38人 その他 21人	自宅 291人 施設 92人 医療機関 44人 その他 24人

### 【福祉施設から一般就労への移行等】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①障がい者の職業訓練の受講者数 (福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練の受講者数)	労働局 8人 県 28人	労働局 10人 県 33人
②福祉施設から公共職業安定所への誘導者数 (福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数)	392人	485人
③福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 (福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数)	117人	120人
④公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数 (福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数)	161人	190人

## 【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①障害福祉サービス等の市町村職員向け研修の参加者数	144人	169人
②相談支援専門員研修の修了者数	初任者 74人 現任 128人 主任 8人	初任者 80人 現任 160人 主任 15人
③サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数	基礎 318人 実践 225人 更新 388人	基礎 380人 実践 290人 更新 420人
④意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数	1回 54人	1回 48人
⑤障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の関係機関との共有回数	3回	3回
⑥指導監査結果の関係市町村との共有回数	1回	1回

## 【発達障がい者等に対する支援】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①発達障害者支援地域協議会の開催回数	1回	2回
②発達障害者支援センターによる相談支援件数	2,872件	3,050件
③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	センター 23件 マネージャー 1,278件	センター 100件 マネージャー 1,300件
④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	264件	270件
⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	受講者 31人 実施者 —	受講者 149人 実施者 30人
⑥ペアレントメンターの人数	33人	50人
⑦ピアサポートの活動への参加人数	172人	449人

### 3 障害福祉サービス等の見込量と確保策等

#### (1) 指定障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害福祉計画の作成に関する事項として、各年度の指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策及びその質の向上のために講ずる措置を区域ごとに定めることとされています。

本計画においては、令和5年度までの障害福祉サービスなどの実績（見込）を踏まえ、令和6年度～8年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備にあたっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量※を基に積算しています。

##### ※見込量の個別単位

【人 分】 月間の利用人数

【時間分】 月間のサービス提供時間

【人日分】 「月間の利用人数」 × 「1人1月当たりの平均利用日数」 で算出されるサービス量

#### ① 訪問系サービス

##### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
居宅介護	居宅での入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたるサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有するため、常時介護を必要とする人への居宅での長時間にわたる介護や移動中の介護などの総合的なサービス
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行うサービス
行動援護	自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がいのある人又は統合失調症等の重度の精神に障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するためのサービス
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人のサービス利用計画に基づく、居宅介護等複数の包括的サービス



## イ サービス見込量

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	1,969	2,075	2,133	2,199
	時間分	27,765	29,102	30,053	31,086
重度訪問介護	人分	65	79	83	90
	時間分	15,825	17,695	18,477	19,518
同行援護	人分	232	245	258	267
	時間分	3,399	3,653	3,777	3,875
行動援護	人分	142	172	196	219
	時間分	2,456	3,026	3,366	3,717
重度障害者等包括支援	人分	1	1	2	4
	時間分	4	4	34	52

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- 重度訪問介護、同行援護、行動援護など専門的な知識・技能を要する分野を中心に、居宅介護従事者の養成を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 在宅における医療的ケアが必要な障がい者の支援のため、重度訪問介護従業者研修や介護職員等に対するたん吸引等の研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

## ② 日中活動系サービス（生活介護）

## ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
生活介護	常時介護を要する障害支援区分3以上（50歳以上は障害支援区分2以上）の人を対象とし、主として昼間において、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス

## イ サービス見込量

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	5,101	5,237	5,325	5,413
	人日分	100,561	103,723	105,365	107,150
うち 重度障がい者	人分	1,684	1,731	1,763	1,792
	人日分	33,459	34,325	34,939	35,489

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

## ③ 日中活動系サービス（自立訓練）

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
自立訓練 (機能訓練)	病院や施設を退院・退所し、身体的リハビリテーションの継続が必要な身体に障がいのある人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行うサービス
自立訓練 (生活訓練)	病院や施設を退院・退所し、社会的リハビリテーションの実施が必要な人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行うサービス

## イ サービス見込量

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
自立訓練 (機能訓練)	人分	9	16	18	22
	人日分	87	173	184	266
自立訓練 (生活訓練)	人分	243	279	298	317
	人日分	3,310	3,891	4,161	4,433

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- 病院や施設を退院・退所した人など、対象となる者が限定されており、確保可能な事業所数が限られることから、市町村の協議会や圏域障がい者自立支援推進会議等を通じて、サービスが不足する地域を把握するとともに、広域的な見地で事業所の確保に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

## ④ 日中活動系サービス（就労系サービス）

## ア 提供サービスの概要

項目	備考
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス
就労移行支援	就職を希望する人に、生産活動等の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う、一般雇用に近い形態のサービス
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う、従来の福祉的就労（障害者授産施設）に近い形態のサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、その就労先企業や関係機関等との連絡調整及び課題解決に向けた支援等を行うサービス

## イ サービス見込量

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労選択支援	人分			97	139
	人日分			1,013	1,411
就労移行支援	人分	371	387	409	432
	人日分	5,394	5,984	6,304	6,638
就労継続支援（A型）	人分	2,804	2,887	2,965	3,046
	人日分	54,378	56,216	57,810	59,408
就労継続支援（B型）	人分	4,767	4,975	5,246	5,523
	人日分	80,215	85,035	89,663	94,265
就労定着支援	人分	180	201	216	236

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

（健康福祉部障害福祉課）

- 就労移行支援事業については、標準的な利用期間の定めがあり、一定期間以上の継続的な利用が制限されています。このため、経営上、大人数の定員設定が難しいことから、既存の就労系サービス事業所に対して、多機能型による事業運営について提案します。

（健康福祉部障害福祉課）

- サービス提供の現場において支援プロセスの管理、支援に携わる従業者への指導・助言等を行うサービス管理責任者に対し、サービスを提供するうえでの必要な知識や理解を深めるための研修を実施し、支援の質の向上を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

## ⑤ 日中活動系サービス（療養介護）

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
療養介護	常時医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行うサービス

## イ サービス見込量

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
療養介護	人分	213	219	224	228

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 県立希望が丘こども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやかと、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要に対応します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 障がい児者医療を支える医療人材を育成するため、医療的ケアが必要な障がい児者の医療や看護等に必要となる知識・技術に関する専門的な研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

## ⑥ 日中活動系サービス（短期入所）

## ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
短期入所（福祉型）	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での障害者支援施設等への宿泊を伴う入所・介護のサービス
短期入所（医療型）	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での医療機関への宿泊を伴う入所・介護のサービス

## イ サービス見込量

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
短期入所（福祉型）	人分	813	855	896	949
	人日分	4,337	4,614	4,850	5,124
うち 重度障がい者	人分	209	227	235	242
	人日分	1,131	1,231	1,271	1,312
短期入所（医療型）	人分	193	208	221	233
	人日分	813	911	972	1,028
うち 重度障がい者	人分	103	115	123	130
	人日分	413	478	526	553

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 日常的に医療的ケアを必要とする障がい児者（医療的ケア児等）の家族が、身近な地域で安心してレスパイトサービスを利用できるよう、医療・福祉人材の育成・確保や事業所への運営支援等を通じて、医療的ケア児等を受け入れる短期入所事業を実施する医療機関等の増加を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

（健康福祉部医療福祉連携推進課）

## ⑦ 居住系サービス

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
施設入所支援	常時介護を要する障害支援区分4以上（50歳以上は障害支援区分3以上）の人に主として夜間において、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助、介護を行うサービス
自立生活援助	定期的に居宅を訪問し、家事や体調に変化がないか、必要な助言を行うとともに、利用者からの相談や要請があった際には、訪問等による対応を行うサービス

## イ サービス見込量

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	2,209	2,209	2,209	2,209
共同生活援助	人分	2,037	2,150	2,263	2,374
うち重度障がい者	人分	174	190	202	214
自立生活援助	人分	3	14	17	29

(注) 施設入所支援のサービス見込量は、目標値や県内の向こう3年間の待機者数を踏まえて算出したため、各圏域の合計とは異なる。

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 自宅あるいは施設からグループホームへの移行については、地域によっては、グループホームが不足しているため、グループホームの整備を市町村と連携し、進めていきます。

(健康福祉部障害福祉課)

- グループホームの整備にあたっては国の補助制度を活用するなどして促進するとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れ、在宅からの移行に向けた整備を推進します。また、障がいの程度の高い方や発達障がいの方の入居ニーズにも対応できるグループホームの整備を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 障がい者の地域生活を支えるために、相談、体験の機会、緊急時の受入れなど、居住支援機能と地域支援機能を持った地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

- 地域生活支援拠点等にコーディネーターを配置するなど効果的な支援体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、必要な機能の確保について検討するよう、市町村に促します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 各拠点等の運用状況、課題や事例等について、研修会等を開催し、各拠点等の機能の更なる充実、強化に繋がります。

(健康福祉部障害福祉課)

## ⑧ 相談支援

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
計画相談支援	支給決定前のサービス等利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス
地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供するサービス
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を提供するサービス

### イ サービス見込量

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	5,079	5,304	5,465	5,631
地域移行支援	人分	5	23	30	39
地域定着支援	人分	8	20	26	38

### ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村において総合的な相談支援業務や権利擁護・地域移行等の施策を担う基幹相談支援センターの機能を充実し、地域相談支援の拠点として、地域の相談支援事業者への助言など事業者間の連携を促進させます。

(健康福祉部障害福祉課)

- 相談支援従事者研修において、意思決定支援への配慮、高齢障がい者への対応やサービス等利用計画の質の向上等を踏まえた質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 主任相談支援従事者養成研修の実施により、市町村と連携しながら、地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる主任相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)



## (2) 圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量について

市町村障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量を圏域ごとに集計したものを次のとおり定めます。

なお、県では、市町村ごとの障害福祉サービス等の見込量を合計したうえで、サービスの種類ごとに精査・調整を行い、サービス見込量を定めていることから、ここでの県合計の数値は、(1)に示した県のサービス見込量とは一部異なっております。

### ① 岐阜圏域

#### ○訪問系サービス

項目	単位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	955	990	1,023	1,059
	時間分	15,201	15,726	16,283	16,848
重度訪問介護	人分	27	31	33	35
	時間分	6,937	7,851	8,174	8,752
同行援護	人分	95	100	105	110
	時間分	1,969	2,047	2,116	2,197
行動援護	人分	63	73	86	101
	時間分	1,026	1,205	1,385	1,586
重度障害者等包括支援	人分	1	1	1	1
	時間分	4	4	4	4

#### ○日中活動系サービス

項目	単位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	1,809	1,857	1,894	1,932
	人日分	34,889	35,647	36,277	37,013
うち重度障がい者	人分	968	989	1,012	1,034
	人日分	19,220	19,589	19,966	20,448
自立訓練（機能訓練）	人分	1	3	3	5
	人日分	15	63	63	103
自立訓練（生活訓練）	人分	96	106	112	117
	人日分	1,571	1,769	1,853	1,936
就労選択支援	人分			63	91
	人日分			662	942
就労移行支援	人分	177	179	187	193
	人日分	2,658	2,697	2,804	2,903

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援（A型）	人分	1,280	1,328	1,372	1,417
	人日分	25,183	26,036	26,935	27,831
就労継続支援（B型）	人分	1,900	2,010	2,159	2,324
	人日分	33,280	35,459	38,097	40,950
就労定着支援	人分	79	83	89	95
療養介護	人分	77	79	81	83
短期入所（福祉型）	人分	243	256	266	278
	人日分	1,079	1,135	1,178	1,233
うち重度障がい者	人分	94	99	105	109
	人日分	478	505	539	560
短期入所（医療型）	人分	149	154	163	173
	人日分	647	661	705	751
うち重度障がい者	人分	76	82	86	91
	人日分	307	322	353	372

○居住系サービス

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	761	755	750	741
共同生活援助	人分	816	860	914	970
	うち重度障がい者	人分	111	119	124
自立生活援助	人分	1	3	4	9

○相談支援

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	1,710	1,781	1,837	1,896
地域移行支援	人分	2	5	8	10
地域定着支援	人分	1	4	7	10

## ② 西濃圏域

## ○訪問系サービス

項 目	単位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	305	318	328	339
	時間分	4,282	4,518	4,760	5,029
重度訪問介護	人分	11	15	16	17
	時間分	2,927	3,342	3,650	3,959
同行援護	人分	36	39	43	44
	時間分	505	555	586	592
行動援護	人分	44	52	57	62
	時間分	1,032	1,194	1,323	1,467
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	3

## ○日中活動系サービス

項 目	単位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	989	1,011	1,028	1,043
	人日分	20,028	20,389	20,666	20,949
うち重度障がい者	人分	352	356	362	369
	人日分	7,352	7,382	7,571	7,657
自立訓練（機能訓練）	人分	0	4	5	6
	人日分	0	22	32	52
自立訓練（生活訓練）	人分	15	23	24	25
	人日分	298	404	415	438
就労選択支援	人分			18	31
	人日分			97	198
就労移行支援	人分	62	71	76	84
	人日分	954	1,157	1,237	1,339

第5章 国の基本指針に即して定める「第7期障害福祉計画」

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援（A型）	人分	367	377	387	397
	人日分	7,143	7,346	7,550	7,738
就労継続支援（B型）	人分	838	853	891	927
	人日分	14,767	15,250	15,926	16,575
就労定着支援	人分	16	18	22	27
療養介護	人分	41	42	43	43
短期入所（福祉型）	人分	166	174	182	188
	人日分	997	951	1,007	1,054
うち重度障がい者	人分	54	59	62	65
	人日分	297	330	343	363
短期入所（医療型）	人分	14	15	17	19
	人日分	39	58	68	78
うち重度障がい者	人分	7	8	10	12
	人日分	19	25	35	43

○居住系サービス

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	317	319	315	310
共同生活援助	人分	410	436	465	493
	うち重度障がい者	人分	45	50	56
自立生活援助	人分	2	5	6	11

○相談支援

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	570	607	622	636
地域移行支援	人分	1	7	7	11
地域定着支援	人分	1	4	4	8

## ③ 中濃圏域

## ○訪問系サービス

項 目	単位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	246	259	265	275
	時間分	2,792	3,077	3,158	3,284
重度訪問介護	人分	10	13	13	15
	時間分	628	909	909	917
同行援護	人分	37	38	41	42
	時間分	295	346	358	358
行動援護	人分	13	18	21	23
	時間分	138	222	228	230
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

## ○日中活動系サービス

項 目	単位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	999	1,022	1,028	1,034
	人日分	19,853	20,733	20,914	21,052
うち重度障がい者	人分	130	130	133	133
	人日分	2,479	2,455	2,503	2,485
自立訓練（機能訓練）	人分	0	1	1	2
	人日分	0	20	20	42
自立訓練（生活訓練）	人分	41	45	49	52
	人日分	410	490	539	559
就労選択支援	人分			3	3
	人日分			42	42
就労移行支援	人分	54	52	57	62
	人日分	627	694	757	825

第5章 国の基本指針に即して定める「第7期障害福祉計画」

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援（A型）	人分	556	577	591	607
	人日分	10,093	10,733	11,035	11,362
就労継続支援（B型）	人分	823	858	887	919
	人日分	13,307	14,041	14,490	14,976
就労定着支援	人分	20	24	27	34
療養介護	人分	39	40	42	44
短期入所（福祉型）	人分	248	258	273	294
	人日分	1,301	1,479	1,574	1,704
うち重度障がい者	人分	27	33	32	32
	人日分	113	135	128	128
短期入所（医療型）	人分	19	22	22	22
	人日分	84	131	131	131
うち重度障がい者	人分	13	15	15	15
	人日分	60	83	83	83

○居住系サービス

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	482	481	479	476
共同生活援助	人分	352	370	387	401
	うち重度障がい者	人分	14	17	17
自立生活援助	人分	0	3	3	4

○相談支援

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	1,236	1,271	1,299	1,327
地域移行支援	人分	0	3	6	9
地域定着支援	人分	5	9	11	15

## ④ 東濃圏域

## ○訪問系サービス

項 目	単位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	268	276	281	286
	時間分	3,174	3,249	3,294	3,341
重度訪問介護	人分	12	15	16	17
	時間分	4,121	4,382	4,533	4,664
同行援護	人分	30	31	31	32
	時間分	317	337	340	342
行動援護	人分	12	17	17	17
	時間分	211	351	351	351
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

## ○日中活動系サービス

項 目	単位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	828	860	883	907
	人日分	16,549	17,457	17,915	18,448
うち重度障がい者	人分	44	47	47	47
	人日分	885	924	924	924
自立訓練（機能訓練）	人分	1	2	2	2
	人日分	8	18	18	18
自立訓練（生活訓練）	人分	56	66	74	84
	人日分	562	723	849	995
就労選択支援	人分			11	12
	人日分			192	209
就労移行支援	人分	37	41	44	47
	人日分	569	646	697	743

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援（A型）	人分	436	441	450	459
	人日分	8,737	8,845	9,014	9,181
就労継続支援（B型）	人分	802	850	894	927
	人日分	13,024	14,296	15,021	15,575
就労定着支援	人分	38	39	40	41
療養介護	人分	27	28	28	28
短期入所（福祉型）	人分	100	110	117	125
	人日分	531	629	668	707
うち 重度障がい者	人分	18	18	18	18
	人日分	132	132	132	132
短期入所（医療型）	人分	9	12	14	14
	人日分	31	41	48	48
うち 重度障がい者	人分	6	7	9	9
	人日分	23	33	40	40

○居住系サービス

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	441	439	436	431
共同生活援助	人分	319	329	341	353
	うち 重度障がい者	人分	2	2	2
自立生活援助	人分	0	3	3	3

○相談支援

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	649	704	745	789
地域移行支援	人分	0	2	2	2
地域定着支援	人分	0	2	2	2



## ⑤ 飛騨圏域

## ○訪問系サービス

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	人分	196	232	236	240
	時間分	2,315	2,532	2,558	2,584
重度訪問介護	人分	5	5	5	6
	時間分	1,212	1,211	1,211	1,226
同行援護	人分	34	37	38	39
	時間分	314	368	377	386
行動援護	人分	11	12	15	16
	時間分	50	54	79	83
重度障害者等包括支援	人分	0	0	1	2
	時間分	0	0	30	45

## ○日中活動系サービス

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人分	476	487	492	497
	人日分	9,243	9,497	9,593	9,688
うち 重度障がい者	人分	190	209	209	209
	人日分	3,523	3,975	3,975	3,975
自立訓練（機能訓練）	人分	7	6	7	7
	人日分	64	50	51	51
自立訓練（生活訓練）	人分	35	39	39	39
	人日分	470	505	505	505
就労選択支援	人分			2	2
	人日分			20	20
就労移行支援	人分	41	44	45	46
	人日分	586	790	809	828

第5章 国の基本指針に即して定める「第7期障害福祉計画」

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
就労継続支援（A型）	人分	165	164	165	166
	人日分	3,222	3,256	3,276	3,296
就労継続支援（B型）	人分	404	404	415	426
	人日分	5,837	5,989	6,129	6,189
就労定着支援	人分	27	37	38	39
療養介護	人分	29	30	30	30
短期入所（福祉型）	人分	56	57	58	64
	人日分	429	420	423	426
うち 重度障がい者	人分	16	18	18	18
	人日分	111	129	129	129
短期入所（医療型）	人分	2	5	5	5
	人日分	12	20	20	20
うち 重度障がい者	人分	1	3	3	3
	人日分	4	15	15	15

○居住系サービス

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	人分	262	260	255	250
共同生活援助	人分	140	155	156	157
	うち 重度障がい者	人分	2	2	3
自立生活援助	人分	0	0	1	2

○相談支援

項 目	単 位	第6期計画	第7期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人分	915	941	962	983
地域移行支援	人分	2	6	7	7
地域定着支援	人分	1	1	2	3

## 第6章 国の基本指針に即して定める「第3期障害児福祉計画」

### 1 計画の策定にあたって

#### (1) 計画の性格及び位置付け

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の22に基づき、国の定める「基本指針」※に即し、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

本県の障害児福祉計画は、障害者基本法に基づく障害者計画及び障害者総合支援法に基づく障害福祉計画とともに、「岐阜県障がい者総合支援プラン」の一部として第1期計画（平成30～令和2年度）及び第2期計画（令和3～5年度）を策定しており、第3期計画（令和6～8年度）においても、引き続き、同プランの中に位置付けて策定します（第6章）。

#### ※ 国の定める「基本指針」

根拠規定：児童福祉法第33条の19（基本指針）

内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

→ 指針の内容については、185ページに掲載

#### (2) 第3期計画の期間

この計画の期間は、第7期障害福祉計画と同様、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

#### (3) 障害保健福祉圏域の設定

第7期障害福祉計画と同様、障害児通所支援等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

(障害保健福祉圏域)

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃圏域	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

## (4) 計画の推進体制

第7期障害福祉計画と同様、目標等については、年に1回は実績を把握し、障がい児施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害児福祉計画の見直しの措置を講じます。

### ①岐阜県障がい者総合支援懇話会等との協働

第7期障害福祉計画と同様、障害児福祉計画を推進するために、「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴き、実践活動面で障害児福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

### ②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

第7期障害福祉計画と同様、障害児福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行います。

また、障害児福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

## (5) 障害児通所支援等の見込量の算出

第3期障害児福祉計画の目標年度である令和8年度における障害児通所支援等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、これまでの実績を踏まえ、算出しました。

### ①市町村との調整

市町村は障害児通所支援等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては市町村ごとの障害児通所支援等の見込量を合計したうえで、種類ごとに精査・調整を行い、見込量を定めました。

## 2 成果目標

### (1) 令和8年度の成果目標の設定

国の基本指針では、障がい児支援の提供体制の整備等について、地域の実情を踏まえ、令和8年度の成果目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の成果目標を次のとおり設定します。

#### ①障がい児支援の提供体制の整備等

##### ア 成果目標の設定

###### 【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること（市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない）を基本として、地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本として、地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度末までに、県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定するとともに、県において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること（市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない）を基本として、地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度末までに、県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること及び県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する（市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上で圏域での設置であっても差し支えない）とともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本として、地域の実情に応じて設定。
- ・令和8年度末までに県において、障害児入所施設に入所している児童が、18歳以降大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。



**【県の成果目標】**

- ・令和8年度末までに、各圏域に1か所以上、児童発達支援センターが設置されることを目指します。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制が構築されることを目指します。
- ・第4期岐阜県障がい者総合支援プランに、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を盛り込んでいます。
- ・令和3年度に難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を構築し、新生児聴覚検査から療育につなげる連携の取組を進めています。
- ・令和8年度末までに、各市町村（圏域等での確保を含む）に1か所以上、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が確保されることを目指します。
- ・平成27年度に設置した重症心身障がい在宅支援センターみらいを医療的ケア児支援センターに位置付け、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターとして看護職員を配置しています。
- ・令和8年度末までに、県、圏域及び各市町村（圏域等での設置を含む）において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう協議の場が設置されるとともに、県及び各市町村（圏域等での設置を含む）において医療的ケア児等に関するコーディネーターが配置されることを目指します。
- ・令和5年度に、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降大人にふさわしい環境へ円滑に移行するための移行調整に係る協議の場を設置しています。

**【成果目標の積算】**

項 目	令和4年度実績	令和8年度目標
①【目標値】 児童発達支援センターが設置された圏域数	3圏域	5圏域
②【目標値】 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制が構築された市町村数	22市町村	42市町村
③【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された市町村数（圏域等での確保を含む）	30市町村	42市町村
④【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された市町村数（圏域等での確保を含む）	27市町村	42市町村

項 目	設置主体	令和4年度実績	令和8年度目標
⑤【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	県	1か所	1か所
	圏域	5圏域	5圏域
	市町村 (圏域等での設置を含む)	21市町村	42市町村

## イ 成果目標設定の考え方

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、各圏域に1か所以上、児童発達支援センターが設置されることを目標とします。
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制が構築されることを目標とします。
- 聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和4年2月）に基づき、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を第4期岐阜県障がい者総合支援プランに盛り込んでいます。
- 令和3年度に岐阜県難聴児支援センター（岐阜大学医学部附属病院内）を設置し、難聴児支援のための中核的機能を果たすとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる連携の取組を進めています。
- 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、各市町村（市町村単独での確保が困難な場合は圏域等）に1か所以上、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを目標とします。
- 重症心身障がい在宅支援センターみらいに、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターとして看護職員を配置しています。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、県、各圏域、各市町村（圏域等での設置を含む）において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、県（県は配置済）のみならず各市町村（圏域等での設置を含む）において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とします。
- 令和5年度に、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、岐阜県障がい者総合支援懇話会に障害児入所施設移行調整部会を設置し、関係者間において連携及び調整を図っています。

## ウ 指定障害児入所施設の必要定員総数の設定

- 国の基本指針では、各年度の指定障害児入所施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。

### 【指定障害児入所施設の必要定員総数】

区 分	令和4年度*	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児入所施設定員数 (実際の定員数)	343人 (323人)	343人	323人	323人	323人

※前計画で定めた必要定員総数

## (2) 令和8年度の活動指標の設定

国の基本指針では、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を達成するため、令和8年度の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和8年度の活動指標及び見込量を次のとおり設定します。

### 【医療的ケア児に対する支援】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	4人	4人
②市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	34人	56人

### 【発達障がい者等に対する支援】【再掲】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①発達障害者支援地域協議会の開催回数	1回	2回
②発達障害者支援センターによる相談支援件数	2,872件	3,050件
③発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	センター 23件 マネジャー 1,278件	センター 100件 マネジャー 1,300件
④発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	264件	270件
⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	受講者 31人 実施者 ー	受講者 149人 実施者 30人
⑥ペアレントメンターの人数	33人	50人
⑦ピアサポートの活動への参加人数	172人	449人

また、国の基本指針では、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について示されています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所と認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障がい児の受入れに関する見込量を次のとおり設定します。

### 【障がい児の受入れに関する見込量】

事 項	令和4年度実績	令和8年度見込
①保育所・認定こども園	1,823人	2,045人
②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	524人	689人



### 3 障害児通所支援等の見込量と確保策等

#### (1) 障害児通所支援等の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項として、区域ごとの各年度の障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策及びその質の向上のために講ずる措置を定めることとされています。

本計画においては、令和5年度までの障害児通所支援等の実績（見込）を踏まえ、令和6年度～8年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害児通所支援等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備に当たっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

##### ※見込量の個別単位

【人 分】 月間の利用人数

【時間分】 月間のサービス提供時間

【人日分】 「月間の利用人数」 × 「1人1月当たりの平均利用日数」 で算出されるサービス量

#### ① 障害児通所支援

##### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
児童発達支援	通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援
医療型児童発達支援	治療及び通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援
放課後等デイサービス	通所による社会との交流の促進の支援や生活能力の向上のための訓練等を行う支援
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う支援
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援

## イ サービス見込量

項目	単位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	4,003	4,270	4,403	4,542
	人日分	21,180	22,520	23,670	24,958
医療型児童発達支援*	人分	95			
	人日分	525			
放課後等デイサービス	人分	5,562	5,930	6,293	6,647
	人日分	65,263	70,009	74,295	78,828
保育所等訪問支援	人分	227	280	295	306
	人日分	394	472	513	555
居宅訪問型児童発達支援	人分	6	13	16	18
	人日分	23	49	60	67

※「医療型児童発達支援」は、令和6年度から「児童発達支援」へ一元化

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村による障がい児の療育支援体制の確保のため、市町村や児童発達支援事業所等のニーズに応じ、県立希望が丘こども医療福祉センターに設置する発達精神医学研究所の医師や作業療法士等の医療従事者の派遣、関係職員の専門研修により、関係機関の障がい児支援技術の向上等を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 発達障がい児に対する地域支援機能を強化するため、各圏域に設置している「圏域発達障がい支援センター」により、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、子育て支援施設等に対し、研修、連絡調整、助言等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部子育て支援課)

- 就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、学校と障害児通所支援事業所等の緊密な連携等を図るべく、県・市町村内で障がい児支援担当部局と教育委員会との連携体制を確保します。

(健康福祉部障害福祉課)

(教育委員会特別支援教育課)

- 国が定める「放課後等デイサービスガイドライン」「児童発達支援ガイドライン」の周知徹底、児童発達支援管理責任者を対象とする圏域研修、発達障がいに関する研修の実施や関係団体・事業所との連携の促進等により、支援の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

## ② 障害児入所支援

## ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
福祉型障害児入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うサービス
医療型障害児入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うサービス

## イ サービス見込量

項 目	単 位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
福祉型障害児入所支援	人分	58	58	58	58
医療型障害児入所支援	人分	32	32	32	32

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 福祉型障害児入所支援は、障がい児に対する発達支援、自立支援、社会的養護等の機能を有する地域のセーフティーネットとしての役割があり、本県においては、2施設においてそれが担われているところです。今後も、国の施策を注視しながら、必要なセーフティーネットの維持を図ってまいります。

また、県、市町村、施設、学校、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等の関係機関の連携により、入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるようにすることで、支援の質の向上を図ってまいります。

(健康福祉部障害福祉課)

- 県立希望が丘こども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやかと、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要に対応します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

### ③ 障害児相談支援

#### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
障害児相談支援	支給決定前の障害児支援利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス

#### イ サービス見込量

項 目	単 位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
障害児相談支援	人分	2,846	3,067	3,235	3,411

#### ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村において総合的な相談支援業務や権利擁護・地域移行等の施策を担う基幹相談支援センターの機能を充実し、地域相談支援の拠点として、地域の相談支援事業者への助言など事業者間の連携を促進させます。

(健康福祉部障害福祉課)

- 相談支援従事者研修において、意思決定支援への配慮、障がい児への対応やサービス等利用計画の質の向上等を踏まえた質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 主任相談支援従事者養成研修の実施により、市町村と連携しながら、地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる主任相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

## (2) 圏域ごとの障害児通所支援等の見込量について

市町村障害児福祉計画における障害児通所支援等の見込量を圏域ごとに集計したものを次のとおり定めます。

## ① 岐阜圏域

項 目	単 位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	1,325	1,509	1,632	1,771
	人日分	10,705	11,643	12,679	13,834
医療型児童発達支援	人分	82			
	人日分	475			
放課後等デイサービス	人分	2,680	2,830	3,019	3,223
	人日分	33,272	35,479	37,869	40,431
保育所等訪問支援	人分	94	100	105	110
	人日分	185	201	223	243
居宅訪問型児童発達支援	人分	3	4	5	6
	人日分	18	22	24	26
福祉型障害児入所支援	人分	28	28	28	28
医療型障害児入所支援	人分	17	17	17	17
障害児相談支援	人分	1,063	1,147	1,230	1,319

## ② 西濃圏域

項 目	単 位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	836	886	901	917
	人日分	3,502	3,704	3,768	3,846
医療型児童発達支援	人分	8			
	人日分	36			
放課後等デイサービス	人分	718	781	836	895
	人日分	8,530	9,024	9,623	10,226
保育所等訪問支援	人分	20	31	38	40
	人日分	37	61	76	84
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	4	5	6
	人日分	0	11	15	20
福祉型障害児入所支援	人分	4	4	4	4
医療型障害児入所支援	人分	5	5	5	5
障害児相談支援	人分	425	479	496	513

## ③ 中濃圏域

項 目	単 位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	767	789	800	807
	人日分	2,730	2,799	2,837	2,865
医療型児童発達支援	人分	5			
	人日分	14			
放課後等デイサービス	人分	947	1,023	1,099	1,144
	人日分	10,834	12,009	12,738	13,478
保育所等訪問支援	人分	33	62	63	65
	人日分	39	72	73	84
居宅訪問型児童発達支援	人分	2	3	4	4
	人日分	4	10	15	15
福祉型障害児入所支援	人分	9	9	9	9
医療型障害児入所支援	人分	3	3	3	3
障害児相談支援	人分	805	880	935	993

## ④ 東濃圏域

項 目	単 位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	650	640	625	603
	人日分	2,485	2,585	2,599	2,628
医療型児童発達支援	人分	0			
	人日分	0			
放課後等デイサービス	人分	856	894	937	982
	人日分	9,367	9,847	10,415	11,033
保育所等訪問支援	人分	20	21	22	23
	人日分	40	42	44	46
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
福祉型障害児入所支援	人分	13	13	13	13
医療型障害児入所支援	人分	5	5	5	5
障害児相談支援	人分	355	359	371	383

## ⑤ 飛騨圏域

項 目	単 位	第2期計画	第3期計画		
		令和5年度 (実績見込)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人分	425	446	445	444
	人日分	1,758	1,789	1,787	1,785
医療型児童発達支援	人分	0			
	人日分	0			
放課後等デイサービス	人分	360	402	402	403
	人日分	3,260	3,650	3,650	3,660
保育所等訪問支援	人分	60	66	67	68
	人日分	93	96	97	98
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	2	2	2
	人日分	1	6	6	6
福祉型障害児入所支援	人分	4	4	4	4
医療型障害児入所支援	人分	2	2	2	2
障害児相談支援	人分	197	202	203	203

## 第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援など、障がいのある人たちが安心して自立した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村及び都道府県が主体となって実施するものです。

このうち、都道府県においては、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業、指導者育成事業などを実施することとされています。

本県では、専門性・広域の視点から、次のような地域生活支援事業を展開していきます。

### 1 県が行う地域生活支援事業の実施に関する事項

#### (1) 専門性の高い相談支援事業

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

##### ① 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センターは、発達障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がいに関する各般の問題について発達障がい児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障がい児者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障がい児者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とします。

- 発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連携強化により地域の総合的な支援体制の整備を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

延べ利用見込み者数

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用見込み者数	3,050人	3,050人	3,050人



## ② 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障がいに対する県全体の相談体制を強化し、医療関係者、県民及び市町村職員等への普及・啓発を図ります。

## ○ 高次脳機能障害相談支援事業

相談体制を強化するため、支援拠点機関における相談を継続するとともに、身近な地域において相談が可能となるよう、圏域ごとに設置したコーディネーターが引き続き相談支援を行います。

(健康福祉部保健医療課)

## ○ 高次脳機能障害啓発・人材養成事業

高次脳機能障がいについては、普及・啓発を継続することで、徐々に認知されるようになってきましたが、まだ社会的な理解が十分ではないため、さらに普及・啓発活動及び研修会を継続していきます。

(健康福祉部保健医療課)

## ○ 地域連携型の支援システムの構築

高次脳機能障がいに対する医療やリハビリテーションを身近な地域で受けることができるよう、圏域ごとに指定した協力医療機関と支援拠点病院が連携を強化していきます。さらに、安心して地域生活が送れるよう、圏域コーディネーターが所属する地域支援協力機関や協力医療機関等連携病院（精神科病院）とも連携し、地域連携型の支援システムの構築を推進します。

(健康福祉部保健医療課)

地域支援協力機関設置数(支援拠点病院を含む)・支援拠点機関等への相談件数見込み(延べ)

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援協力機関設置数	7か所	7か所	7か所
支援拠点機関等への相談件数見込み(延べ)	1,000件	1,000件	1,000件

## (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

### ① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

- 身体障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

また、現任者に対するスキルアップ研修の実施により資質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

合格者数※

年 度	通訳・筆記	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合格者数累計	手話通訳者	54人	60人	66人
	要約筆記者(手書き)	56人	58人	60人
	要約筆記者(PC)	32人	34人	36人

※手話通訳者及び要約筆記者(手書き・PC)は養成研修終了後、統一試験を受験し合格することで、手話通訳者・要約筆記者(手書き・PC)となります。

### ② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するとともに、現任者に対するスキルアップ向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

実養成講習修了見込み者数

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実養成講習修了見込み者数	6人		6人

### ③ 失語症意思疎通支援養成事業

- 失語症者に対する意思疎通支援者を養成し、失語症者の社会参加を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

意思疎通支援者講習終了見込み者数

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講習修了見込み者数	8人	8人	8人

### (3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的としています。

(健康福祉部障害福祉課)

#### ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

- 聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい福祉関係団体が主催又は共催する広域的な行事に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

実利用見込み件数

年 度	通訳・筆記	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込み件数	手話通訳者	230件	230件	230件
	要約筆記者(手書き)	50件	50件	50件
	要約筆記者(PC)	30件	30件	30件

#### ② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

(健康福祉部障害福祉課)

実利用見込み件数

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込み件数	580件	580件	580件

#### ③ 失語症意思疎通支援派遣事業

- 失語症者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションの確保及び外出等の支援を行う意思疎通支援者を派遣します。

(健康福祉部障害福祉課)

実利用見込み件数

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込み件数	40件	40件	40件

#### (4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的としています。

- 市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、県が市町村間の派遣調整を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

#### (5) 広域的な支援事業

##### ① 都道府県相談支援体制整備事業

圏域ごとに相談支援等に関する特別アドバイザー及び圏域サポーターを配置し、市町村における障がい者相談支援体制の構築に向けて必要な支援を行うとともに、広域的・専門的な相談支援を行っております。

- 市町村の協議会の運営の活性化と基幹相談支援センターの相談支援体制の強化を図るため、各圏域に1人（岐阜圏域は2人）の特別アドバイザー及び同人数の圏域サポーターを設置しております。

(健康福祉部障害福祉課)

##### ② 精神障害者地域移行・地域生活支援事業

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進します。

県では、精神障がい者の視点を重視した支援を充実する観点や、精神障がい者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポーター※の積極的な活用に努めます。

※ピアサポーターとは

ピアサポート（精神障がいの当事者（経験者）として、自身の精神疾患や病状等の経験を通じて同じ障がいを持つ方に対して支援）を行う人。ピアサポーターは、精神障がい者の相談や地域交流・自己啓発などの社会参加活動を支援する。

- ピアサポーターの活用により、当事者の視点やリカバリーの経験を踏まえた働きかけを行うことで、地域移行・地域定着支援の推進を図ります。

【入院中の精神障がい者の地域移行・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進(再掲)】

(健康福祉部保健医療課)

ピアサポーターの登録見込み者及びピアサポーター向け学習会参加者数（延人数）

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録見込み者及び ピアサポーター向け学習会参加者数	51人	53人	55人

## ③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児者への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」を設置し、発達障害児者への支援体制の充実を図ります。

- さまざまな関係者で構成する「県発達障害者等支援体制整備推進連携会議」を開催します。

(健康福祉部障害福祉課)

開催見込み数

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催見込み数	2回	2回	2回



<p>四 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(一) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(二) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びそのための方策</p>	<p>①市町村障害福祉計画を基礎として、④の令和八年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和八年度までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>②指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③ 市町村障害福祉計画を基礎として、地域生活支援拠点等の整備の方策について、圏域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>④別表第四の三の項に掲げる式により算出した、令和八年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を定めること。</p> <p>①市町村障害児福祉計画を基礎として、令和八年度末までの各年度における指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p>
<p>五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見直し及び計画的な基盤整備の方策</p>	<p>①障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等によりの確に把握すること。</p> <p>②障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、訪問系サービス、日中活動の拠点及び障害児支援の提供体制が適切に整備されているかという視点から課題を整理すること。</p> <p>③①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要な指定障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類及び量の見直しを作成すること。加えて、当該見直しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援を実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。</p>

<p>六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数</p>	<p>令和八年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めること。</p>
<p>七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</p>	<p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。          ①実施する事業の内容          ②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み          ③各事業の見込量の確保のための方策          ④その他実施に必要な事項</p>
<p>八 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置</p>	<p>指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。</p>
<p>九 関係機関との連携に関する事項          (一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項          (二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項</p>	<p>都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定めること。           都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法を定めること。</p>
<p>十 都道府県障害福祉計画等の期間</p>	<p>都道府県障害福祉計画等の期間を定めること。</p>
<p>十一 都道府県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価</p>	<p>年度における都道府県障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>



## 第8章 達成目標

### 【I】安心して暮らせる社会環境づくり

項 目		設定 事項	設定 単位	達成目標		
				基準値 (時点)	期間増	R8末 目標
継続	乗合バスに占めるノンステップバス車両の割合	導入率	%	43.3 (R3)	22.1	65.4 (R7)
継続	視覚障がい者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分に設置されている音響信号機及びエスコートゾーンの設置率	割合	%	100 (R4)	—	100
継続	交番及び駐在所の改築、改修においてスロープ、自動ドア、ローカウンター、客溜の整備が行われた割合	整備率	%	55.8 (R4)	6.9	62.7
継続	手話通訳者統一試験合格者数（累計）（※）	合格者数	人	42 (R4)	24	66
継続	要約筆記者（手書き）統一試験合格者数（累計）（※）	合格者数	人	52 (R4)	8	60
継続	要約筆記者（PC）統一試験合格者数（累計）（※）	合格者数	人	28 (R4)	8	36
継続	盲ろう者通訳・介助者養成人数（累計）	養成人数	人	298 (R4)	12	310
継続	失語症者意思疎通支援者養成人数（累計）	養成人数	人	64 (R4)	32	96
継続	福祉友愛プール年間利用者数	利用者数	人	37,461 (R4)	7,539	45,000
継続	福祉友愛アリーナ年間利用率	利用率	%	59.4 (R元)	24.6	84.0
継続	要配慮者利用施設がある土砂災害特別警戒区域の着手率	割合	%	97.4 (R4)	2.6	100

## 【Ⅱ】社会参加と自立を進める支援の充実

項 目		設定 事項	設定 単位	達成目標		
				基準値 (時点)	期間増	R8末 目標
継続	高等特別支援学校機能の整備件数（累計）	整備 件数	件	2 (R4)	3	5
継続	特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許 状保有率	割合	%	89.2 (R4)	10.8	100
新規	幼稚園・小・中・高等学校教員を対象とし た発達障がい支援担当教員等養成研修の受 講者数（累計）	受講 者数	人	207 (~R4累計)	443	650
継続	県内障がい者の実雇用率	実雇 用率	%	2.35 (R4)	0.27	2.62
継続	特別支援学校高等部及び高等特別支援学校 卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職 率	割合	%	95.4 (R4)	4.6	100
継続	「働きたい！応援団 ぎふ」登録企業数 (累計)	企業 数	社	981 (R4)	119	1,100
継続	多様な障がい者委託訓練による就職率	就職 率	%	40.0 (R4)	15.0	55.0
新規	チャレンジトレーニング事業実施人数	実施 人数	人	370 (R4)	70	440
新規	障がい者職業能力開発校の修了者における 就職率	就職 率	%	80.0 (R4)	—	76.1
継続	難病生きがいサポートセンターにおける 1年間の就労相談件数	相談 件数	件	664 (R4)	36	700
福祉施設から一般就労への移行等（※）						
継続	年間一般就労移行者数（※）	移行 者数	人	262 (R3)	74	336
新規	就労定着支援事業の利用者数（※）	利用 者数	人	156 (R3)	64	220
継続	就労定着支援による就労定着率が7割以上 の事業所の割合（※）	割合	%	—	—	25

継続	就労継続支援B型事業所の平均工賃	円	円	16,390 (R4)	3,610	20,000
新規	農業者と福祉事業所のマッチング数	マッチング数	件	79 (R4)	79	158
新規	パリパラリンピックへの県ゆかりの選手輩出数	選手数	人	9 (R3)	1	10 (R6)
継続	年間のパラスポーツ教室の開催数	回数	回	116 (R4)	21	137
継続	障がい者芸術事業開催圏域数	開催圏域	圏域	5 (R4)	—	5

### 【Ⅲ】 日常生活を支える福祉の充実

項目	設定事項	設定単位	達成目標			
			基準値 (時点)	期間増	R8末 目標	
新規	地域生活支援拠点等の整備（※）	市町村数	市町村	39 (R4)	3	42
新規	地域生活支援拠点等へのコーディネーター等の配置市町村（※）	市町村数	市町村	11 (R4)	31	42
新規	地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討の実施（※）	市町村数	市町村	31 (R4)	11	42
福祉施設の入所者の地域生活への移行（※）						
継続	施設入所者数（※）	入所者数	人	2,209 (R4)	—	2,209
継続	地域生活移行者数（※）	移行人数	人	—	—	92
継続	福祉対応リフォーム実施済み県営住宅数（累計）	供給戸数	戸	287 (R4)	40	327
新規	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制が構築された市町村数（※）	市町村数	市町村	22 (R4)	20	42
新規	指導監査の予定計画数に対する実施割合	割合	%	97 (R4)	—	100

継続	児童発達支援センターが設置された圏域数 (※)	圏域数	圏域	3 (R4)	2	5
新規	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された市町村数 (※)	市町村数	市町村	30 (R4)	12	42
新規	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された市町村数 (※)	市町村数	市町村	27 (R4)	15	42
入院中の精神障がい者の地域生活への移行						
継続	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 (※)	日数	日	319.2 (R1)	6.1	325.3
継続	65歳以上の1年以上長期入院患者数 (※)	在院者数	人	1,148 (R4)	△48	1,100
継続	65歳未満の1年以上長期入院患者数 (※)	在院者数	人	905 (R4)	△88	817
継続	入院後3ヶ月経過時点の退院率 (※)	退院率	%	67.1 (R1)	1.9	69
継続	入院後6ヶ月経過時点の退院率 (※)	退院率	%	84.1 (R1)	0.9	85
継続	入院後1年経過時点の退院率 (※)	退院率	%	90.4 (R1)	0.6	91
継続	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数 (※)	開催回数	回	8 (R4)	—	6
新規	発達障害者支援センターによる相談支援件数 (※)	相談支援件数	件数	2,872 (R4)	178	3,050
継続	基幹相談支援センターの設置 (※)	市町村数	市町村	41 (R4)	1	42
継続	介護福祉士等修学資金貸付利用者数(累計)	貸付人数	人	3,172 (R4)	1,242	4,414
継続	学生等のインターンシップ、1日体験受入数(介護)(累計)	受入人数	人	889 (R4)	132	1,021

## 【Ⅳ】 質の高い保健・医療提供体制の整備

項 目		設定 事項	設定 単位	達成目標		
				基準値 (時点)	期間増	R8末 目標
継続	年1回以上は歯科健診を実施する障がい者 支援施設の増加	割合	%	81.8 (R4)	8.2	90 (R11)
新規	強度行動障がい者支援体制の整備 (※)	市町 村数	市町 村	—	—	42
継続	医療的ケア児等支援のための関係機関の協 議の場の設置 (市町村においては、圏域で の設置を含む) (※)	県数	県	1 (R4)	—	1
		圏域 数	圏域	5 (R4)	—	5
		市町 村数	市町 村	21 (R4)	21	42
継続	超重症児 (者)・準超重症児 (者) の短期 入所月平均利用日数	平均 利用 日数	日	509 (R4)	101	610
継続	超重症児 (者)・準超重症児 (者) の受入 れが可能な短期入所事業所数 (累計)	事業 所数	箇所	27 (R4)	2	29
継続	市町村における医療的ケア児等に対する関 連分野の支援を調整するコーディネーター の配置人数 (※)	配置 人数	人	34 (R4)	22	56
継続	園芸福祉サポーター認定者数 (累計)	認定 者数	人	343 (R元)	167	500 (R7)

注：(※) は、第5章「国の基本方針に即して定める『第7期障害福祉計画』」及び第6章「国の基本方針に即して定める『第3期障害児福祉計画』」における数値(成果)目標との重複項目。

## 第4期岐阜県障がい者総合支援プランの 策定に向けた障がい者(児)のニーズ調査の 実施状況について

1

障がい者(児)の将来の生活に関する正確なニーズを把握し、第4期岐阜県障がい者総合支援プランにおける施設入所者数の設定等の見通しを立てるため、全県的な規模でのアンケート調査を実施した。

### 1 障がい者に対する調査

障がい者との意思疎通に精通した相談支援専門員による、計画相談、モニタリングの場を活用した聴取調査(障がい者の生の声を直接聴く)を実施。

- ・対象者:障害福祉サービスの利用のために相談支援を利用している障がい者
- ・期間:令和4年7月22日～11月30日
- ・実施方法:一般社団法人ぎふケアマネジメントネットワークに委託
- ・調査人数:3,099名

### 2 障がい児に対する調査

特別支援学校に通う障がい児の保護者に対してアンケート調査を実施。

- ・対象者:特別支援学校児童・生徒の保護者
- ・期間:令和4年9月2日～10月31日
- ・実施方法:特別支援学校を通じて依頼文書を配布し、オンラインにて回答
- ・調査人数:1,122名(回収率:43%)



## 障がい者に対する調査結果の概要

全体	障害支援区分ごと			障がい種別ごと(重複あり)			
	区分なし	区分 1~3	区分 4~6	身体 障がい	知的 障がい	精神 障がい	発達 障がい
3,099人	1,124人	776人	1,199人	621人	1,855人	930人	157人

3

### 【今の生活について】

◎ 全体では、半数程度の方が「満足している」と回答。

#### ◆今の生活について

	全体	障害支援区分ごと			障がい種別ごと(重複あり)			
		区分なし	区分 1~3	区分 4~6	身体 障がい	知的 障がい	精神 障がい	発達 障がい
満足している	47%	41%	50%	50%	49%	54%	34%	41%
不満である	11%	14%	13%	8%	10%	8%	16%	15%
満足でも不満でもない	27%	33%	25%	23%	29%	22%	34%	33%
わからない	15%	13%	12%	20%	12%	16%	16%	12%

- 障害支援区分ごとに見ると、区分1~3、4~6の方は、いずれも5割が「満足している」と回答。
- 障がい種別ごとに見ると、知的障がいのある方は、5割超が「満足している」と回答。

4

## 【今後必要なサービスについて(障害支援区分別)】 ※複数回答可

◎ どの区分でも、「いつでも相談できる場所や人」が必要と回答した方が最も多い。

◎ 重度の区分の方は、将来「入所施設」が必要と回答された方が5割以上。

## ◆生活に必要なサービス

※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	区分なし		区分1～3		区分4～6	
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	77%	79%	77%	80%	57%	57%
ひとり暮らしの体験や練習	23%	23%	17%	16%	12%	12%
緊急時に受け入れてくれるところ	27%	28%	31%	31%	37%	32%
養護者の休息のための受け入れ	9%	9%	11%	10%	20%	18%
グループホーム	19%	24%	33%	37%	31%	37%
入所施設	5%	9%	10%	14%	43%	52%
居宅介護等の訪問支援	14%	20%	32%	32%	18%	17%
通所の生活介護	5%	7%	12%	12%	36%	34%
通所の就労系事業所	58%	54%	44%	42%	14%	14%
移動支援の事業所	12%	14%	23%	23%	25%	25%
その他	12%	12%	11%	12%	10%	10%
回答者数(=n)	1,124人		776人		1,199人	

- 「いつでも相談できる場所や人」 : どの区分の方でも、必要との回答が最も多い
- 「緊急時に受け入れてくれるところ」 : どの区分の方でも、必要との回答が多い
- 「グループホーム」 : 中度(区分1～3)、重度(区分4～6)の方は、3割以上が必要と回答
- 「入所施設」 : 重度の方は、3年後は4割、将来は5割が必要と回答
- 「通所の就労系事業所」 : 軽度、中度の方は、4割以上が必要と回答

5

## 【今後必要なサービスについて(障がい別)】 ※複数回答可

◎ どの障がい種別でも、「いつでも相談できる場所や人」が必要と回答した方が最も多い。

◎ どの障がい種別でも、「緊急時の受け入れ」が必要と回答した方が約3割以上。

## ◆生活に必要なサービス

※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	身体障がい		知的障がい		精神障がい		発達障がい	
	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来	3年後	将来
いつでも相談できる場所や人	70%	72%	63%	64%	82%	83%	71%	74%
ひとり暮らしの体験や練習	11%	13%	18%	18%	18%	18%	28%	31%
緊急時に受け入れてくれるところ	37%	36%	34%	31%	27%	29%	30%	31%
養護者の休息のための受け入れ	19%	16%	17%	15%	9%	8%	12%	12%
グループホーム	22%	29%	33%	40%	21%	23%	19%	27%
入所施設	29%	38%	28%	35%	8%	11%	5%	10%
居宅介護等の訪問支援	32%	31%	17%	20%	21%	23%	17%	19%
通所の生活介護	27%	25%	26%	25%	7%	8%	7%	8%
通所の就労系事業所	25%	23%	33%	31%	50%	48%	45%	43%
移動支援の事業所	25%	25%	24%	25%	11%	12%	10%	14%
その他	12%	14%	9%	9%	12%	12%	14%	14%
回答者数(=n)	621人		1,855人		930人		157人	

- 「いつでも相談できる場所や人」 : どの障がいの方でも、必要との回答が最も多い
- 「緊急時に受け入れてくれるところ」 : どの障がいの方でも、必要との回答が多い
- 「グループホーム」 : 身体障がいの方(将来)、知的障がいの方は、約3割以上が必要と回答
- 「入所施設」 : 身体障がい・知的障がいの方は、3年後は約3割、将来は約4割が必要と回答
- 「通所の就労系事業所」 : 精神障がい・発達障がいの方は、4割以上が必要と回答

6





## 障がい児に対する調査結果の概要

全体	学年ごと				障がい種別ごと(重複あり)		
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	身体障がい	知的障がい	発達障がい
1,122人	3人	480人	257人	382人	293人	1,065人	362人

7

### 【今の生活について】

- ◎ 小学部、中学部、高等部を通じて傾向はほぼ同じである。
- ◎ 「不満である」と回答された方は約1割。

#### ◆今の生活について

	全体	学年ごと				障がい種別ごと(重複あり)		
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	身体障がい	知的障がい	発達障がい
満足している	27%	33%	26%	28%	29%	27%	27%	22%
不満である	13%	-	13%	14%	13%	16%	13%	15%
満足でも不満でもない	36%	33%	36%	36%	37%	32%	37%	38%
わからない	23%	33%	25%	21%	21%	25%	23%	25%

- 小学部、中学部、高等部とも、「満足」3割、「不満」1割、「満足でも不満でもない」4割、「わからない」約2割である。

8

## 【今後必要なサービスについて(学年別)】※複数回答可

◎ どの学年でも、「いつでも相談できる場所や人」が必要と回答した方が多い。

◎ どの学年でも、将来「グループホーム」や「入所施設」が必要と回答された方が約5割以上。

◆生活に必要なサービス

※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき  
※幼稚部については、少数のため未掲載

	小学部		中学部		高等部	
	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来
いつでも相談できる場所や人	71%	64%	63%	60%	68%	73%
ひとり暮らしの体験や練習	34%	32%	35%	29%	38%	36%
緊急時に受け入れてくれるところ	58%	46%	62%	44%	37%	35%
養護者の休息のための受け入れ	55%	39%	54%	36%	32%	22%
グループホーム	43%	63%	47%	66%	37%	49%
入所施設	46%	70%	45%	72%	27%	45%
居宅介護等の訪問支援	33%	33%	30%	34%	22%	30%
通所の生活介護	44%	28%	34%	27%	19%	16%
通所の就労系事業所	68%	57%	61%	51%	54%	45%
移動支援の事業所	39%	41%	44%	47%	32%	35%
その他	3%	1%	3%	3%	3%	4%
回答者数(=n)	480人		257人		382人	

- 「いつでも相談できる場所や人」 : どの学年の保護者の方でも、必要との回答が多い
- 「緊急時」「養護者の休息」のための受入 : 特に小学部と中学部の保護者の方で、卒業後において必要との声が多い
- 「グループホーム」、「入所施設」 : どの学年の保護者の方でも、約5割以上が将来必要と回答
- 「通所の就労系事業所」 : どの学年の保護者の方でも、約5割以上が必要と回答

9

## 【今後必要なサービスについて(障がい別)】※複数回答可

◎ どの障がい種別でも、「いつでも相談できる場」が必要と回答した方が多い。

◎ どの障がい種別でも、「緊急時の受入れ」が必要と回答した方が4割以上。

◆生活に必要なサービス

※「将来」…将来、家族等からの支援を受けられなくなったとき

	身体障がい		知的障がい		発達障がい	
	卒業後	将来	卒業後	将来	卒業後	将来
いつでも相談できる場所や人	67%	62%	68%	66%	69%	66%
ひとり暮らしの体験や練習	25%	23%	35%	33%	36%	32%
緊急時に受け入れてくれるところ	59%	44%	54%	43%	53%	41%
養護者の休息のための受け入れ	58%	35%	49%	34%	50%	29%
グループホーム	32%	47%	44%	61%	43%	62%
入所施設	42%	69%	41%	64%	41%	65%
居宅介護等の訪問支援	40%	32%	29%	32%	28%	31%
通所の生活介護	50%	29%	34%	24%	31%	22%
通所の就労系事業所	46%	37%	62%	52%	64%	54%
移動支援の事業所	44%	40%	38%	41%	36%	43%
その他	4%	2%	3%	3%	2%	2%
回答者数(=n)	293人		1,065人		362人	

- 「いつでも相談できる場所や人」 : どの障がいの保護者の方でも、必要との回答が多い
- 「緊急時」「養護者の休息」のための受入 : どの障がいの保護者の方でも、卒業後において必要との回答が多い
- 「グループホーム」、「入所施設」 : どの障がいの保護者の方でも、約5割以上が将来必要と回答
- 「通所の就労系事業所」 : 知的障がい、発達障がいの保護者の方で、5割以上が必要と回答

10

## 第4期プラン策定に向けた大まかな方向性

### 障がい者(児)のニーズに応えるために

#### 相談の場、緊急時の受け入れ等の場を設ける

- ◆市町村における基幹相談支援センターの設置、地域生活支援拠点等の整備の一層の促進と機能強化が必要。

#### 安心して生活できる住まいの場を確保する

- ◆親亡き後の住まいの場として、グループホームを必要とする声が多い一方、重度の障がい者では半数が入所施設が必要と回答されている。こうしたニーズを踏まえながら、将来の住まいの場の確保が必要。

#### 社会参加のための環境を整える

- ◆軽度、中度の障がい者からは、就労系事業所の整備を望む声が多い。就労の促進等により、社会参加のための環境整備が必要。

11

## 今後の予定

- ◆本調査結果の詳細(圏域ごとの調査結果等)を市町村に提供し、第7期市町村障害福祉計画及び第3期市町村障害児福祉計画における障害福祉サービス等の見込量等の設定の参考にしていただく。

- ◆本調査結果に加え入所施設を巡る以下の状況を踏まえ、第4期プランにおける施設入所者数(目標)を設定する。

- ・待機者の状況 … 入所施設の待機者調査の実施
- ・関係者の声 … 県内障がい者団体等からの意見聴取
- ・地域の受け皿の状況 … グループホーム、地域生活支援拠点等の整備状況の把握

12

# 障がい福祉に関するアンケート調査結果

## I 調査の概要

### 1 調査目的

県では、「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン(令和3～令和5年度)」に基づく各種施策を実施し、「人にやさしい岐阜県づくり」を目指しています。

障がい福祉に対する県民の皆さんの意識を把握し、今後の障がい福祉行政の参考とするとともに、本年は上記プランの改訂の年であり、プラン改訂の参考とするため、アンケート調査を実施します。

### 2 調査対象など

調査対象: 県政モニター818人(うち郵送モニター282人、インターネットモニター536人)

調査方法: 郵送及びインターネット

調査期間: 令和5年6月15日～7月7日

回収結果: 742人(回収率90.7%)

構成比はパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

そのため、合計が100%にならない場合があります。

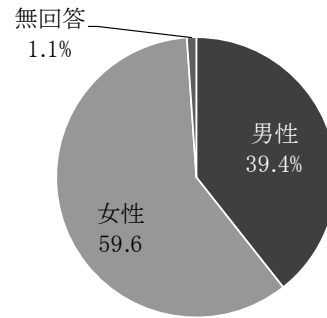
### 3 結果概要

- 障がいを理由とする差別や偏見について  
障がいを理由とする差別が「ある」「少しはある」が合わせて90.2%となった。
- 県が力を入れるべき共生社会実現に向けた取組みについて  
他の選択肢に比べ、「障がいに関する理解の促進」が71.0%と最も高い結果となった。  
一方、「共生社会の実現に向け、県民の模範となる活動を行った個人や団体の表彰」は12.1%にとどまった。
- 障がいのある人にとっての住みやすさについて  
「どちらともいえない」が最も多く40.8%となった。  
なお、「そう思う」「おおむねそう思う」を合せた割合は19.7%となった。
- 今後力を入れるべき障がい福祉行政について  
「障がいのある子どもやその親に対する支援の充実」(61.5%)、「障がいに関する理解啓発や障がい者差別の解消」(54.0%)、「道路・交通・建物のバリアフリー化」(50.4%)、「障がい者の就労支援の推進」(50.1%)が高い結果となった。
- 意思疎通手段の利用促進のため今後力を入れるべき取組みについて  
「学校教育における意思疎通手段に対する理解の促進」(57.7%)、「障がいの特性に応じた意思疎通手段による情報の発信」(55.0%)が高い結果となった。

## 4 回答者属性

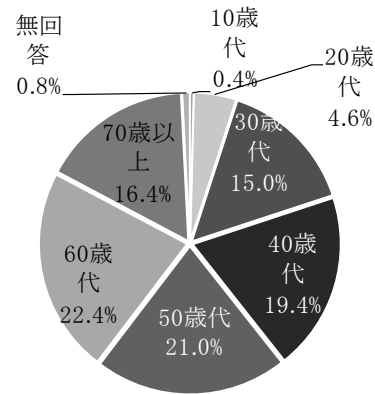
## (1) 性別

	人数	割合
男性	292	39.4%
女性	442	59.6%
無回答	8	1.1%
計	742	100.0%



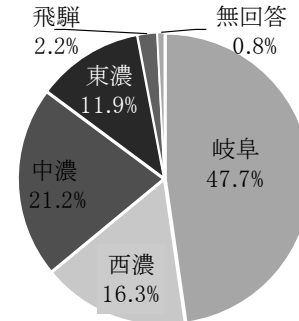
## (2) 年代別

	人数	割合
10歳代	3	0.4%
20歳代	34	4.6%
30歳代	111	15.0%
40歳代	144	19.4%
50歳代	156	21.0%
60歳代	166	22.4%
70歳以上	122	16.4%
無回答	6	0.8%
計	742	100.0%



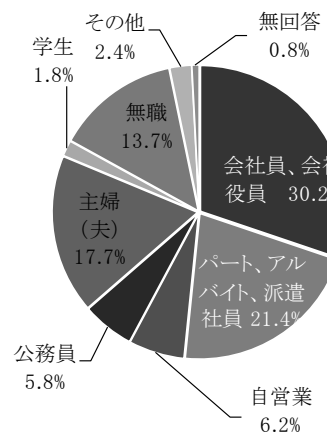
## (3) 居住圏域別

	人数	割合
岐阜圏域	354	47.7%
西濃圏域	121	16.3%
中濃圏域	157	21.2%
東濃圏域	88	11.9%
飛騨圏域	16	2.2%
無回答	6	0.8%
計	742	100.0%



## (4) 職業別

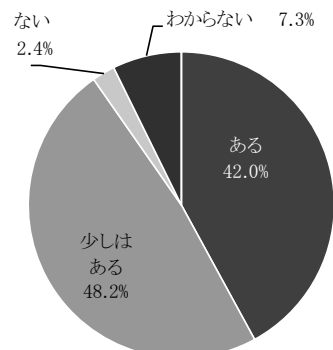
	人数	割合
会社員、会社役員	224	30.2%
パート、アルバイト、派遣社員	159	21.4%
自営業	46	6.2%
公務員	43	5.8%
主婦(夫)	131	17.7%
学生	13	1.8%
無職	102	13.7%
その他	18	2.4%
無回答	6	0.8%
計	742	100.0%



## 5 調査結果

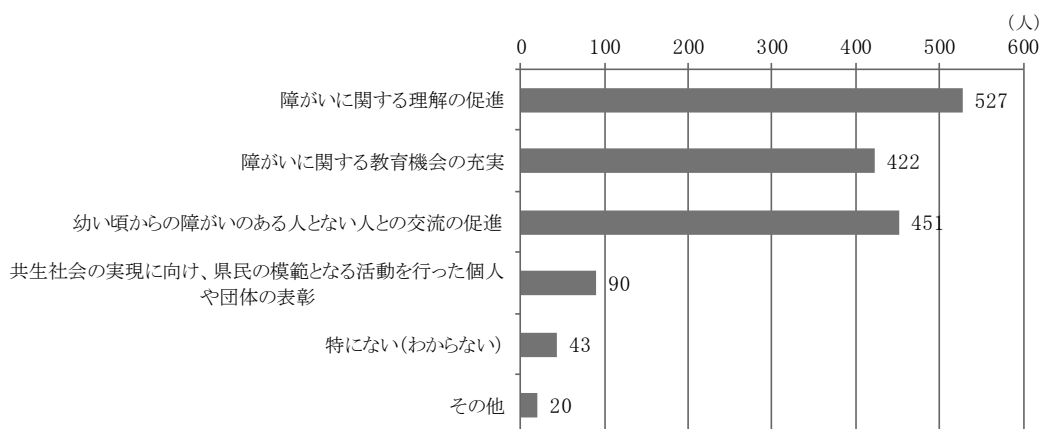
問1 あなたは、障がいがある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見が社会にあると思いますか。次の中からあてはまるものを1つあげてください。

	人数	割合
ある	312	42.0%
少しはある	358	48.2%
ない	18	2.4%
わからない	54	7.3%
無回答	0	0.0%
計	742	100.0%



問2 県では、平成28年4月に「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を施行し、共生社会実現に向けた取組みを進めています。このうち、あなたが力を入れる必要があると思うものは何ですか。次の中からあてはまるものをすべてあげてください。

	(複数回答) 回答者 742人	
	回答数	割合
障がいに関する理解の促進	527	71.0%
障がいに関する教育機会の充実	422	56.9%
幼い頃からの障がいのある人とない人との交流の促進	451	60.8%
共生社会の実現に向け、県民の模範となる活動を行った個人や団体の表彰	90	12.1%
特にない(わからない)	43	5.8%
その他	20	2.7%
計	1553	-

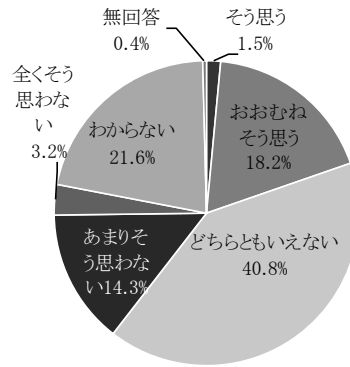


## 【「その他」の主な回答】

- ・子どものうちから障がいについて学べる機会がもっとあればいいと思う
- ・市町村職員、公共施設職員の理解促進
- ・パラリンピックに出場した人、様々な力を発揮している人達が多い。皆の勇気になるのでリー方式で講演したり、アート等作品の展覧会などイベントをしていく等

問3 あなたは、岐阜県は障がいのある人にとって住みやすい県だと思いますか。次の中からあてはまるものを1つあげてください。

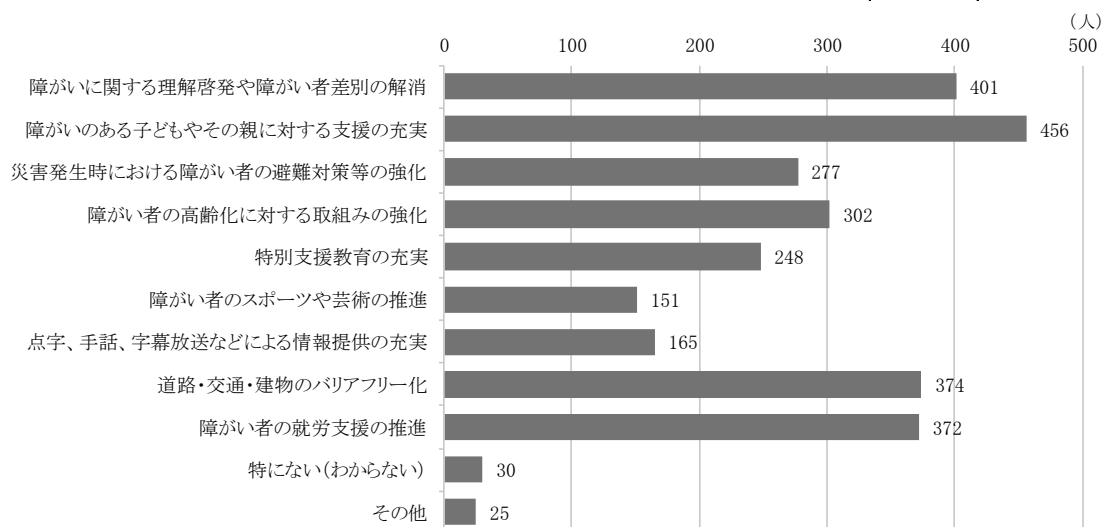
	人数	割合
そう思う	11	1.5%
おおむねそう思う	135	18.2%
どちらともいえない	303	40.8%
あまりそう思わない	106	14.3%
全くそう思わない	24	3.2%
わからない	160	21.6%
無回答	3	0.4%
計	742	100.0%



問4 今後の障がい福祉行政について、あなたが、今後もっと力を入れる必要があると思うものは何ですか。次の中からあてはまるものをすべてあげてください。

(複数回答) 回答者 742人  
回答数

	回答数	割合
障がいに関する理解啓発や障がい者差別の解消	401	54.0%
障がいのある子どもやその親に対する支援の充実	456	61.5%
災害発生時における障がい者の避難対策等の強化	277	37.3%
障がい者の高齢化に対する取組みの強化	302	40.7%
特別支援教育の充実	248	33.4%
障がい者のスポーツや芸術の推進	151	20.4%
点字、手話、字幕放送などによる情報提供の充実	165	22.2%
道路・交通・建物のバリアフリー化	374	50.4%
障がい者の就労支援の推進	372	50.1%
特にない(わからない)	30	4.0%
その他	25	3.4%
計	2801	-

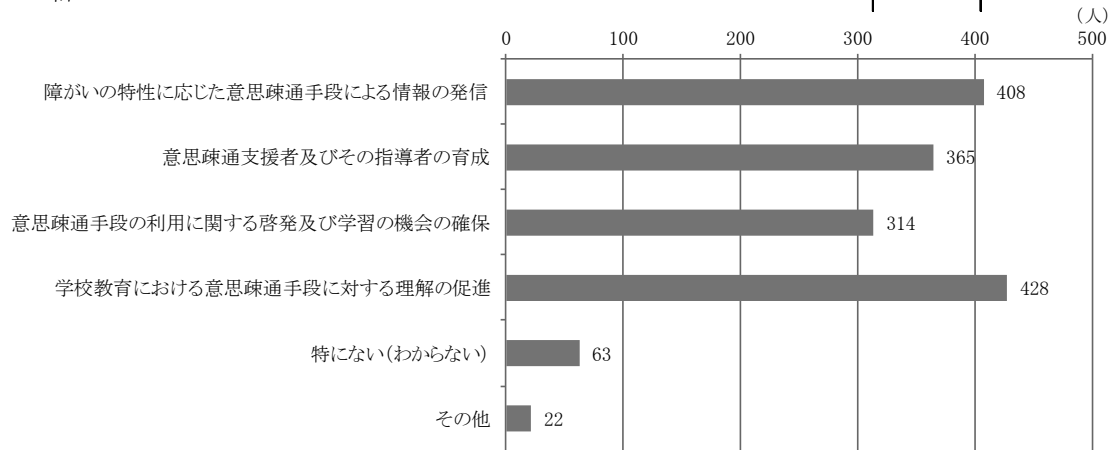


【「その他」の主な回答】

- ・車道は路側帯がないまたは非常に狭いところがあり、歩道はやたらに凸凹と段差があり自転車でも通りにくく、車いすならなおさらと思う。歩道がどこまでも車いすで通行しやすくなることを願っています
- ・ヘルプマークの理解と推進が課題
- ・子供世代に、障がいがあることはどういうことなのか想像できる大人になれるような教育カリキュラムを組むべき
- ・私が住む市には障がい者施設がありません。この点も考えるべきところではないでしょうか
- ・障がい者といってもいろんな障がいがありますが、発達障がい児の支援も充実させると良いのでは。図書館にそういった子ども楽しめる絵本の充実など
- ・公共交通(バス)ですが、車椅子の方が乗車拒否にあたりするのを目にするのでなんとかならないものかと思っています 等

問5 県では、平成30年4月に「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を施行し、手話言語の普及及び点字、要約筆記など全ての障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に取り組んでいます。このうち、あなたが力を入れる必要があると思うものは何ですか。次の中からあてはまるものをすべてあげてください。

(複数回答)	回答者	742 人
	回答数	割合
障がいの特性に応じた意思疎通手段による情報の発信	408	55.0%
意思疎通支援者及びその指導者の育成	365	49.2%
意思疎通手段の利用に関する啓発及び学習の機会の確保	314	42.3%
学校教育における意思疎通手段に対する理解の促進	428	57.7%
特にない(わからない)	63	8.5%
その他	22	3.0%
計	1600	-



【「その他」の主な回答】

- ・点字の知識が全くない。たまに見る点字に私たちでもわかるようにフリガナをふってほしい。少しは理解につながる気がする
- ・意思疎通支援の指導者の育成に一番力を入れる必要がある
- ・健聴者の手話教室はあるが、難聴はついていけないので断られる。教える場所を作って欲しい。中途失聴者も上達したい
- ・申し訳ありませんが、こういう条例があることを知りませんでした。手話の訓練を手軽に教えてもらえる機会を作ってもらえたら参加したい
- ・聾者の中にも、中途だったり、高齢者だと手話が出来ない方もみえるため、音声アプリを含むコミュニケーションの勉強が必要だと思う 等



# 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例

平成28年3月29日岐阜県条例第38号

豊かな森を源として県内をあまねく流れる「清流」は、美しい自然や伝統的な文化を育んできただけでなく、里や街、人と人をつなぎ、地域の絆（きずな）を深め、障害のある人もない人も共に生きる社会を徐々に育んできた。

さらに、ぎふ清流大会においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えるとともに、県民総参加による地域の絆づくりの取組が、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりをさらに押し進める契機となった。

しかしながら、障害のある人の社会参加が進む中、今なお障害を理由とする差別や社会的障壁が存在することも事実である。

こうした状況を踏まえ、障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進することはもちろん、さらに一歩進んで、障害のある人とない人とが積極的に交流する機会を幼児期から増やし、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを進めていかなければならない。

このため、障害のある人への誤解や偏見を無くしていくよう、教育や普及啓発、交流の機会の創出等に、県、障害者関係団体、市町村、県民及び事業者が、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携して、又は一体となって取り組む必要がある。

ここに、全ての県民のために、障害を理由とする差別を解消するとともに、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくりを目指して、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、障害のある人に対する理解を深めることその他の障害を理由とする差別を解消するための取組及び障害のある人と障害のない人との交流を促進するための取組について、基本理念を定め、県の責務並びに障害者関係団体、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、これらの取組に係る施策を総合的に推進することにより、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会（以下「共生社会」という。）の実現を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「障害のある人」とは、障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- 2 この条例において「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。
- 3 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（基本理念）

第3条 共生社会の実現は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次の事項を旨として図られなければならない。

- 一 全ての障害のある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全ての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。
- 三 全ての障害のある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 四 障害を理由とする差別及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。
- 五 県内に暮らす障害のある人の生活だけでなく、県外から訪れる障害のある人の過ごしやすさにも配慮されること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための施策（以下「共生社会実現施策」という。）を総合的かつ主体的に策定し、及び実施する責務を有する。

（障害者関係団体の役割）

第5条 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人の意見を聴き、必要に応じ、県及び市町村に対し必要な措置を講ずるよう要請することその他の共生社会を実現するために必要な障害のある人に対する支援を行うよう努めるものとする。

- 2 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、県、市町村又は他の障害者関係団体が実施する共生社会実現施策又は障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための取組について協力するよう努めるものとする。

（市町村及び障害者関係団体との連携等）

第6条 県は、市町村が独自の工夫により、共生社会実現施策を実施する場合は、市町村と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、障害者関係団体が前条第二項の取組を実施する場合は、障害者関係団体と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、その活動に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、前二項に規定する市町村及び障害者関係団体と連携し、又は一体となって共生社会実現施策を推進するものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、社会的障壁があると感じた場合は、周囲の人に対してそれを積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県、障害者関係団体又は市町村が実施する共生社会実現施策又は第五条第二項の取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、障害のある人の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに、雇用環境の整備その他適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めるものとする。

## 第2章 障害を理由とする差別の禁止

第9条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

## 第3章 共生社会実現施策

(県民会議)

第10条 県は、共生社会実現施策に広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、県民会議を設置する。

(啓発等)

第11条 県は、県民の基本理念に対する関心と理解を深めるとともに、白杖（じょう）（道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項に規定する目が見えない者が携えるつえをいう。）、障害のある人に関する記号（障害のある人が利用できる建物、施設であることを表すための記号その他の障害のある人に関する事項を表示するための記号をいう。）その他の障害のある人に対する理解を深めることに資する知識の普及を図るため、必要な啓発を行うものとする。

(教育の充実)

第12条 県は、学校教育において、障害のある人に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。

(交流の促進)

第13条 県は、障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、幼児期から互いの交流を促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において交流の機会の拡大及び充実を図るよう努めるものとする。

(顕彰)

第14条 県は、共生社会の実現のため、県民の模範となる行為をしたと認められる障害者関係団体その他の団体、県民及び事業者を顕彰するものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、共生社会実現施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日条例第39号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

# 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例

平成30年3月22日岐阜県条例第39号

手話が言語であることは、障害者の権利に関する条約において世界的に認められており、わが国においても障害者基本法において明らかにされている。

岐阜県においても、全ての県民が、障害を理由とする差別を受けず、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生きることができる社会を目指して、平成28年3月、岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例を制定し、手話を言語として位置づけた。

同条例では、基本理念として、全ての障害のある人が手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られなければならないとされたところである。

その理念を具現化するためには、手話が言語として認められた歴史的背景を踏まえた手話に対する県民の理解と、地域社会全体における普及促進が必要である。さらに、全ての障害のある人が、それぞれの障害の特性に応じた手段により意思疎通を図ることができるよう、その手段の普及、利用環境の整備及び県民の理解促進を図るための具体的な取組を定めるため、本条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務、県民、事業者並びに障害のある人、障害者関係団体及び支援者（以下「障害のある人等」という。）の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要となる基本的事項を定めることにより、県民の手話及び障害のある人に対する理解の促進を図り、もって障害のある人もない人も分け隔てなくともに安心して暮らせる社会及び障害のある人がその意欲と能力に応じて活躍できる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害のある人 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例（平成28年岐阜県条例第38号）第2条第1項に規定する障害のある人をいう。
- 二 手話 ろう者（盲ろう者を含む。以下同じ。）が情報を取得し、その意思を表示し、他人との意思疎通を図り、及び思考をするための手段として、手若しくは指の動き又

は表情等により視覚的に表現される独自の語彙及び文法体系を有する言語をいう。

三 手話言語の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。

四 意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、点訳、音訳、筆談、代読、代筆その他の障害のある人が他者との意思疎通を図るための手段（障害のある人の意思疎通を補助するための手段を含む。）をいう。

五 支援者 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳又は介助、点訳又は音訳を行う者その他の障害のある人の意思疎通を支援する者をいう。

（基本理念）

第3条 手話言語の普及は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であるとともに、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために創意工夫し、受け継いできた文化的所産であるという認識の下に行われるものとする。

2 意思疎通手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に意思を伝え、理解し、及び尊重し合うために、それぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することの必要性を認めることにより行われるものとする。

（県の責務）

第4条 県は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であるとの認識が県民に広く共有されるよう、県民の手話に関する理解の促進に努めるものとする。

2 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進し、意思疎通手段を利用する上で障壁となるものの除去について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、障害のある人等の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるよう努めるものとする。

（市町村その他の関係機関との連携）

第5条 県は、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備の推進及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町村その他の関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

（県民の役割）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、意思疎通手段の理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県、市町村又は障害のある人等が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、県が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を雇用するときは、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

（障害のある人等の役割）

第8条 障害のある人等は、県の施策に協力し、主体的かつ自主的に、基本理念に対する県民の理解の促進及び意思疎通手段の普及に努めるものとする。

2 障害のある人等は、意思疎通手段を利用する上で障壁があると感じた場合は、それを周囲の人に積極的に伝えるよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策の推進

(計画等)

第9条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、障害の特性に応じた意思疎通手段に関する基本的施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するとともに、基本的施策の推進にあたっては、障害のある人等と連携して推進するための体制を整備するものとする。

(情報の取得等におけるバリアフリー化等)

第10条 県は、障害のある人が県政に関する情報を円滑に取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報の発信に努めるものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害のある人が災害その他の非常の事態において、障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材育成等)

第11条 県は、必要な支援者が確保されるよう、市町村その他の関係機関と協力し、支援者及びその指導者の育成に努めるとともに、障害のある人が支援者の派遣等による意思疎通の支援を適切に受けることができる体制の整備に努めるものとする。

(意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保)

第12条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町村その他の関係機関と協力し、意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

(学校の設置者の取組)

第13条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進に努めるものとする。

2 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）が通学する学校の設置者は、児童等が必要な意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるとともに、当該学校の教職員の意思疎通手段に関する知識及び技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 児童等が通学する学校の設置者は、児童等の保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談への対応及び支援を行うよう努めるものとする。

(事業者への協力)

第14条 県は、事業者が障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を雇用するときにおいて、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うための取組に対し、必要な協力を行うよう努めるものとする。

(意思疎通手段に関する調査研究)

第15条 県は、障害のある人等が行う意思疎通手段の発展のための調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、基本的施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。



# 岐阜県障害者施策推進協議会条例

昭和47年3月31日岐阜県条例第8号

## (趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定により、岐阜県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験を有する者
- 三 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

## 附 則 抄

この条例は、公布の日から施行する。

## 岐阜県障害者施策推進協議会委員名簿

(令和5年8月現在)

区分	所属	職名	氏名	分野	備考
学 識	岐阜大学教育学部	名誉教授	いけたに 池谷 尚剛 な お た け	教 育	(会長)
	中部学院大学人間福祉学部	特任准教授	う つ ぼ 打保 由佳 ゆ か	福 祉	
	岐阜県相談支援事業者連絡協議会	会 長	く ま ざ き 熊崎 千晶 ち あ き	相 談 支 援	
	岐阜大学大学院医学系研究科 小児在宅医療教育支援センター	副センター長	や ま も と 山本 崇裕 た か ひ ろ	医 療	
	(一社)岐阜県医師会 岐 阜 県 議 会	常 務 理 事 厚生環境委員長	や ま も と 山本 昌督 ま さ す け わ か い 若井 敦子 あ つ こ	医 療 県議会(厚生環境)	
障 が い 者 関 係 団 体	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	会 長	お か も と 岡本 敏美 と し み	身 体 障 が い	
	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	副 会 長	み ぞ ぐ ち 溝口 広美 ひ ろ み	視 覚 障 が い	
	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	会 長	み ず の 水野 義弘 よ し ひ ろ	聴 覚 障 が い	
	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	理 事 長	は せ が わ の り ひ こ 長谷川典彦 な が や	難 病 関 係	
	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	会 長	ひ び な 日比奈 緒美 お み	身 体 障 が い	
	岐阜県特別支援学校PTA連合会	副 会 長	な が や 長屋 成博 し げ ひ ろ	障 が い 児 教 育	
	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	理 事 長	は げ の し た く み こ 帆ノ下久美子 く み こ	知 的 障 が い	
	岐阜県知的障害者支援協会	会 長	ひ ら し た 平下 博文 ひ ろ ふ み	知 的 障 が い	
	岐 阜 県 自 閉 症 協 会	会 長	み ず の さ ち こ 水野佐知子 さ ち こ	発 達 障 が い	
(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	理 事 長	は っ と り 服部 信子 の お こ	精 神 障 が い		
行 政	岐阜県特別支援学校長会	会 長	まつばら 松原 勝己 か つ み	教 育	
	ひだ障がい者就業・生活支援センター ぶりずむ	所 長	あ さ お か 浅岡 直之 な お ゆ き	就 労	
	岐 阜 県 市 長 会	岐阜市福祉部長	かわ せ ゆ き こ 川瀬由紀子 ゆ き こ	市 町 村 行 政	
	岐 阜 県 町 村 会	八百津町健康福祉課長	う え の 上野 義治 よ し は る	市 町 村 行 政	

(敬称略、順不同)

## 岐阜県障がい者総合支援懇話会設置要綱

### (目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について会議を行うため「岐阜県障がい者総合支援懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 懇話会は、委員17人以内をもって組織する。

### (委員)

第3条 委員は、関係機関等から、健康福祉部長が選任した者とする。

### (座長)

第4条 懇話会に座長を置き、岐阜県障害福祉課長をもって充てる。

2 座長は、会務を総理する。

### (会議)

第5条 懇話会の会議は座長が招集する。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

3 懇話会は、課題等に応じ専門部会を設置することができる。

### (圏域協議会との連携)

第6条 懇話会には、各障害保健福祉圏域ごとに支部（以下「圏域支部」という。）を置く。

2 圏域支部は、各県事務所（岐阜圏域にあっては岐阜地域福祉事務所）に設置された圏域協議会等をもって充てる。

3 圏域支部の組織及び運営に関する事項は、圏域支部において別に定める。

4 圏域支部は、地域協議会と連携し、地域の協議事項等をまとめ、懇話会へ協議または報告することができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。

- 2 事務局は、必要に応じて関係する本庁各課及び現地機関等を招集し、障害福祉課長の主宰により事務局会議を開催する。

(連携)

第8条 懇話会は、県内における障がい者施策の推進について、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき設置された岐阜県障害者施策推進協議会と連携し、運営するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 抄

- 1 この要綱は、平成25年7月24日から施行する。
- 2 略

## 岐阜県障がい者総合支援懇話会委員名簿

(令和5年4月現在)

所 属 ・ 役 職	氏 名	分 野
障がい者相談支援特別アドバイザー	大西 鈴彦	相談体制支援
東濃障がい者就労・生活支援センター サテライト t 所長	藏前 芳勝	就労・生活支援
岐阜労働局 職業安定部職業対策課 課長	新田 嘉紀	就労支援
国立病院機構長良医療センター 療育指導室主任児童指導員	竹村 真紀	重心児（者）支援
ひだ障害者総合支援センターぷりずむ 所長	浅岡 直之	相談体制支援
岐阜県知的障害者支援協会 会長	平下 博文	知的障がい支援
清流障がい者就業・生活支援センター 所長	森 敏幸	精神障がい支援
西濃圏域発達障害支援センター 地域支援マネジャー	中野たみ子	発達障がい支援
岐阜県難病団体連絡協議会 相談員	白木 裕子	難病支援
岐阜市福祉部障がい福祉課 課長	加藤 直美	行政関係（市）
八百津町健康福祉課 課長	上野 義治	行政関係（町村）
岐阜県特別支援学校長会 会長 (大垣特別支援学校校長)	松原 勝己	教育関係
岐阜県身体障害者福祉協会 事務局次長	小川 剛矢	当事者等
岐阜県手をつなぐ育成会 常務理事	田中 眞澄	当事者等
岐阜市あけぼの会 副会長	服部 信子	当事者等

(敬称略、順不同)

## 計画の策定経過

令和4年7～11月	□第4期岐阜県障がい者総合支援プランの策定に向けた障がい者のニーズ調査の実施		
令和4年9～10月	□第4期岐阜県障がい者総合支援プランの策定に向けた障がい児のニーズ調査の実施		
令和5年2月9日	□岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」の策定方法等（案）について		
令和5年2月16日	□岐阜県障害者施策推進協議会 ・「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」の策定方法等（案）について		
令和5年4～8月	□県内障がい者団体への意見聴取 <意見聴取を行った団体> (訪問日順)		
	1	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	16 岐阜県障害福祉事業所連絡会
	2	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	17 岐阜県脊髄損傷者協会
	3	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	18 (社福)岐阜アソシア
	4	(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	19 岐阜県精神科病院協会
	5	岐阜県特別支援学校 PTA 連合会	20 (一社)日本精神科看護協会岐阜県支部
	6	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	21 岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会
	7	(一社)岐阜県知的障害者支援協会	22 東海地区遷延性意識障害者と家族の会「ひまわり」岐阜地区
	8	(一社)岐阜県知的障害者支援協会(施設長会)	23 (特非)障害者自立センターつかいぼう
	9	頸髄損傷者連絡会・岐阜	24 岐阜県精神障害者作業所交流会
	10	岐阜県失語症友の会	25 岐阜盲ろう者友の会
	11	岐阜県自閉症協会	26 岐阜県身体障害者福祉施設協議会
	12	(特非)ぎふ難聴者協会	27 岐阜睦声会
	13	岐阜県重症心身障害児(者)を守る会	28 岐阜県筋ジストロフィー協会
	14	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	29 岐阜県精神保健福祉協会社会復帰専門委員会
	15	岐阜県言語障害児をもつ親の会	

令和5年5～8月	<input type="checkbox"/> 有識者への意見聴取
令和5年6～7月	<input type="checkbox"/> 「障がい福祉に関するアンケート調査」（県政モニター）の実施 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(1) 調査対象 県政モニター（818人）</p> <p>(2) 主な調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいを理由とする差別や偏見について</li> <li>・県が力を入れるべき共生社会実現に向けた取組みについて</li> <li>・障がいのある人にとっての住みやすさについて</li> <li>・県が力を入れるべき障がい福祉行政について</li> <li>・意思疎通手段の利用促進のため今後力を入れるべき取組みについて</li> </ul> </div>
令和5年8月18日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障がい者総合支援懇話会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン（骨子案）を協議</li> </ul>
令和5年9月6日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン（骨子案）を協議</li> </ul>
令和5年11～12月	<input type="checkbox"/> 市町村への意見照会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン（素案）に対する意見</li> </ul>
令和5年11月24日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者総合支援懇話会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン（素案）を協議</li> </ul>
令和5年11月28日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン（素案）を協議</li> </ul>
令和5年12月1日	<input type="checkbox"/> 岐阜県難聴児支援に関する検討会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン（素案）を協議</li> </ul>
令和5年12月～ 令和6年1月	<input type="checkbox"/> パブリック・コメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットによる第4期岐阜県障がい者総合支援プラン（案）の公表</li> </ul>
令和6年2月15日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障がい者総合支援懇話会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン（最終案）を報告</li> </ul>
令和6年2月21日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期岐阜県障がい者総合支援プラン（最終案）を報告</li> </ul>

## 用語解説

### あ

#### ■アビリンピック

「アビリンピック」(ABILYMPICS)は、「アビリティ」(ABILITY:能力)と「オリンピック」(OLYMPICS)を合わせた造語です。アビリンピックは、障がいのある方々が、日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障がいのある方々に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

### い

#### ■いりょうてき医療的じケア児

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児です。

#### ■いりょうがたしょうがい医療型じにゅうしょ障害児し入所せつ施設

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う「障害児入所施設」の種類の1つです。

障害児入所施設には、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があり、医療型障害児入所施設では、疾病の治療、看護、医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護、日常生活上の相談支援、助言、身体能力や日常生活能力の維持・向上のための訓練、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、コミュニケーション支援などを行います。

#### ■インクルーシブきょういく教育システム

障がいの有無に関係なく、全ての子どもを対象として、学校や地域社会が個々の子どものニーズに対応して行う教育のことです。

#### ■インクルージョン

障がいの有無等に関わらず、全ての人が等しく受け入れられる社会のことです。

### う

#### ■ウェブアクセシビリティ

特に高齢者や障がい者など、ホームページの利用になんらかの制約があったり、または利用に不慣れな人を含めて、誰もがホームページで提供されている情報やサービスを支障なく利用できることを言います。



## え

## ■ SST

“Social Skills Training”の略で、集団行動、仲間関係、コミュニケーションなど、社会生活上の基本的な技能を身に付けるための学習のことです。

## ■ SOS シグナル

視覚に障がいのある方が白い杖を垂直に頭上に上げて、周囲に助けを求めるサインのことです。街や駅などでこの SOS シグナルを見かけたときは積極的に声を掛けましょう。

## ■ エスコートゾーン

道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるために、横断歩道上に設置され、視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のことです。

## ■ LL ブック

誰もが読書を楽しめるように工夫して作られた「やさしく読みやすい本」であり、分かち書き（文章を単語ごとに分けて書く）、絵記号（ピクトグラム）、抽象的な表現を避けるなどの工夫がされている本です。

## お

■ おんせい きのうしやう 音声機能障がい

喉頭摘出等により音声機能の喪失により、音声を全く発することができなくなる、又は、音声機能に著しい障がいがあり、音声を用いた意思疎通が著しく困難となる障がいのことです。

■ おんやくほうし いん 音訳奉仕員

本、雑誌、新聞、その他文章を、晴眼者（目の見える方）が視覚障がいがある人たち等の代わりに朗読し、テープやCDに録音したものを通して情報提供するボランティアのことです。

## き

■ きかんそうだんし えん 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の事で、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談を総合的に行います。各市町村が設置することができます。

## ■<sup>きょうせいしゃかい</sup>共生社会ホストタウン

東京2020大会におけるパラリンピアンとの交流を契機として、共生社会の実現に向けてユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーの取組みを実施するホストタウンを国が登録するものです。

## ■<sup>きょうせいがた</sup>共生型サービス

デイサービスなどについて、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に、平成30年4月1日から新たに位置付けられたものです。

介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなり、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用し続けることができるようになります。

## ■<sup>きょうどこうどうしょう</sup>強度行動障がい

直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態をいいます。障がい特性（コミュニケーションの苦手さや感覚の過敏性など）に環境がうまく合っていないことが、人や場に対する嫌悪感や不信感を高め、行動障がいをより強いものにしてしまいます。

## く

## ■<sup>きょうどうせいかつえんじょ</sup>グループホーム（共同生活援助）

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、単身での生活が困難な障がいのある人が共同して自立した生活を営む場として位置づけられているものです。

グループホームでは、金銭管理や相談等の支援、また、必要な人に対しては食事や入浴等の介護を行うこととしています。

従来は、介護が必要な人が利用するケアホームと、介護が必要ない人が利用するグループホームとに分かれていましたが、今後、障がい者の高齢化・重度化が進展し、介護が必要な障がい者のグループホームの新規入居や、入居後に介護が必要となるケースの増加が見込まれることから、平成26年度の障害者総合支援法の施行により、ケアホームがグループホームへ一元化されました。

## け

## ■ゲートキーパー

心理、社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人など、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわる人のことです。

## こ

■ こうじのうきのうしやう 高次脳機能障がい

病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす病態です。先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障がい、進行性の変性疾患によるものは除外します。

■ こうどうえんご 行動援護

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、行動上著しい困難を有する知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、外出時において同行し、移動に必要な支援等を行うサービスのことです。

■ こうとうとくべつしえんがっこう 高等特別支援学校

知的障がいの程度が軽度である生徒の潜在的な社会的・職業的自立能力を最大限まで引き伸ばし、一人一人の適性や希望に応じた進路を実現するための新しいタイプの特別支援学校です。高等部のみの学校で、職業教育に特化した専門学科を設置します。

■ ごうりてきはいりよ 合理的配慮

障がいのある人等から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

## さ

■ かんりせきにしや じどうはつたつしえんかんりせきにしや サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（訪問系サービスを除く）及び児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援を実施する事業者の指定に係る人員配置基準において、事業所ごとに必ず配置することとされている者のことです。

事業所において、サービスの質の向上を図るため、個々の利用者についての初期状態の把握（アセスメント）や個別支援計画の作成、定期的な評価（モニタリング）などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担う者です。

■ とうりようけいかく サービス等利用計画

ケアマネジメント手法を活用し、障がいのある人のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるために必要な支援を記述した計画のことです。

■ さいがい ずじやうくんれん 災害図上訓練 (DIG)

災害図上訓練「DIG(ディグ)」とは Disaster(災害)、Imagination(想像力)、Game(ゲー

ム)の略。地域の地図を活用し、災害が発生した場合を想定して、地域住民である参加者が、イメージトレーニング(机上訓練)をするものです。

## ■ さいがいふくしこういきしえん 災害福祉広域支援ネットワーク

大規模災害に備えるため、福祉分野において、発災直後からの能動的・機動的な対応や被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援を行う仕組みのことであります。

## し

## ■ まんせいへいそくせいはいしっかん COPD (慢性閉塞性肺疾患)

慢性閉塞性肺疾患(Chronic Obstructive Pulmonary Disease、以下「COPD」)とは、有毒な粒子やガスの吸入による進行性の疾患であり、運動時の呼吸困難や慢性の咳・痰等を伴います。主な原因は喫煙であり、他に粉塵や化学物質などがあります。

## ■ まんせいじんぞうびょう CKD (慢性腎臓病)

慢性腎臓病(Chronic Kidney Disease、以下「CKD」)とは、糖尿病や高血圧症などのさまざまな要因により、腎臓の働きが慢性的に低下するものです。または、たんぱく尿が出るなどの腎臓の異常が3か月以上続く状態です。

## ■ しきじゃくもぎ 色弱模擬フィルタ

色弱者が感じる色の見分けにくさを一般色覚者が体験できるようにしたフィルタです。

## ■ しつごしやう 失語症

脳梗塞や脳出血など脳卒中や、けがなどによって、大脳(たいていの人は左脳)の中にある、言葉を受け持っている「言語領域」という部分が傷ついたために、言葉がうまく使えなくなる状態をいいます。失語症になると、「話す」ことだけでなく、「聞く」「読む」「書く」ことも難しくなります。しかし、脳(左脳)の傷ついた場所の違いによって、「聞く」「話す」「読む」「書く」の障がいの重なり方や程度は異なり、失語症はいくつかのタイプに分類されています。

## ■ しつごしやういしそつうしえんしゃ 失語症意思疎通支援者

所定の講習を受け、失語症者に対し、外出時など支援が必要な場面において、意思疎通の支援を行う人のことを言います。

## ■ じどうはったつしえんかんりせきにしや 児童発達支援管理責任者

→ かんりせきにしや サービス管理責任者・じどうはったつしえんかんりせきにしや 児童発達支援管理責任者

## ■<sup>じ どう はつ たつ し えん じ ぎ よう し ょ</sup>児童発達支援事業所

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

## ■<sup>じ へい し ょ う</sup>自閉症

相互的な対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、興味や行動の偏り(こだわり)の特徴をもつ障がいです。最近では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」をまとめて「自閉スペクトラム症」と呼ぶことが多くなっています。

## ■<sup>じ へい し ょ う じ ょ う ち ゃ う し ょ う と く べ つ し えん が つ き ゅ う</sup>自閉症・情緒障がい特別支援学級

自閉症（他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がい）や情緒障がい（状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態）のために、通常の学級での教育では十分に成果が期待できない子どもが在籍する特別支援学級のことを言います。

## ■<sup>し ゃ が い て き し ょ う へ き</sup>社会的障壁

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。

## ■<sup>し ゅ う ざ ん き い り ょ う</sup>周産期医療

妊娠後期（妊娠満22週）から早期新生児期（生後満7日未満）までの期間を周産期といます。この時期は、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体や胎児、新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。この時期の母体や胎児、新生児について産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療を提供することで母子の健康を守るのが周産期医療です。

## ■<sup>じ ゅ ゅ う し ゃ ん し ん し ょ う じ しゃ</sup>重症心身障がい児（者）

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児（者）です。

## ■<sup>じ ゅ う ど ほ う もん かい ご</sup>重度訪問介護

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、常時介護を要する身体に重度の障がいがある人、重度の知的障がいがある人又は重度の精神障がいがある人に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助のほか、日常生活に生じる様々な介

護の事態に対応するための見守り等を行うサービスです。

### ■しゅうろう いこう しえん就労移行支援

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、一般就労等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力のために必要な訓練を行うサービスです。

### ■しゅうろう けいぞく しえん就労継続支援

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ■しょうがい しゃしゅぎょう せいかつ しえん障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関です。

### ■しょうに まんせい とくてい しつべい小児慢性特定疾病

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど、治療期間が長く、医療費負担が高額となるもののことです。

### ■ジョブコーチ

障がい者が職場に適應できるよう、職場に出向いて、障がい者が仕事に適應するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う人のことです。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行います。

### ■しんたいしょうがいしゃ ほ じょけん身体障害者補助犬

盲導犬、介助犬及び聴導犬のことです。身体障がい者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬であり、法に基づく表示をつけています。また、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられています。

盲導犬…視覚障がいのある人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。

介助犬…肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートします。

聴導犬…聴覚障がいのある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導します。

## す

## ■スペシャルオリンピックス

知的障がいのある人達に、日常的なスポーツトレーニングと、その成果の発表の場である競技会を、年間を通じて提供し、社会参加を応援する国際的なスポーツ組織です。

## せ

■せいしん かきゅうきういりよう精神科救急医療システム

休日、夜間等における精神疾患の急激な発作や精神症状の悪化等により、緊急に精神科治療を必要とする精神障がい者を対象に、適正かつ円滑な医療及び保護を図るシステムです。

■せいねんこうけんせいど成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。本人の意思を尊重しつつ、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為を一人で決めることが難しい方を法的に保護し、不利益から本人を守る制度です。

■せんえんせい いしきしょう遷延性意識障がい

日本脳神経外科学会の定義によると、重度の昏睡状態を指す病状のことで、3か月以上、種々の治療にもかかわらず、次の6項目を満たす状態にある方です。

- (1) 自力移動が不可能である。
- (2) 自力摂食が不可能である。
- (3) 尿尿失禁状態にある。
- (4) 声を出しても意味のある発言がまったく不可能である。
- (5) 眼を開け、手を握れという簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意志疎通が不可能である。
- (6) 眼球はかろうじて物を追っても認識はできない。

## そ

■そうだん し えん せん もん いん相談支援専門員

県または市町村の指定を受けて相談支援事業を行う事業者が、事業所に必ず配置することとされている者です。

相談支援専門員は、利用者が地域で希望する自律した生活を維持・継続する上で生じる様々な生活の課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決を達成する道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通じて、総合的かつ

効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図ることが役割として求められています。

**た**

### ■たいいん ご せい かつ かんきょう そう だん いん退院後生活環境相談員

平成26年4月1日に精神保健福祉法が改正され、医療保護入院を中心に制度が変わり、精神科病院には「退院後生活環境相談員」の設置が義務づけられました。

医療保護入院された方が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて、退院前から相談し、医療保護入院者が円滑に地域生活へ移行することができるよう、必要に応じ、「退院後生活環境相談員」が地域援助事業者（居宅介護事業者等）と連携を図ることになりました。

**ち**

### ■ち いき せい かつ し えん じ ぎ ょ う地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、都道府県及び市町村が主体となって実施される事業のことです。障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを事業の目的としています。

### ■ち いき ほう かつ地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。

### ■し ぎ ょ うチャレンジトレーニング事業

障がい者を採用する意欲のある企業と、就労を望む障がい者の互いの理解不足解消、不安解消及び障がい者の就職に向けた事前トレーニングとして、短期職場実習（10日間）を行います。

**て**

### ■てい-わつと さいがい ほけんDWAT（災害派遣福祉チーム）

大規模災害時において、被災した高齢者や障がいのある方などの要配慮者が、避難所等で十分な福祉的支援を受けられるよう必要な支援活動を行う、地域の福祉人材からなる派遣チームです。（Disaster Welfare Assistance Team の略）



## ■デフリンピック競技大会

4年に一度行われる、聴覚に障がいのある人の国際スポーツ大会であり、夏季、冬季の両大会が開催されます。夏季第1回大会は1924年フランスで開催、冬季は1949年オーストリアで開催されました。国内で開催が予定されている第25回夏季大会は、2025年11月に東京都、福島県、静岡県で行われます。

## ■てんやくほうし いん点訳奉仕員

所定の講習を受けて点訳の技術を取得し、視覚障がい者のために点字の書籍や文書を作成するボランティアです。

## と

## ■どうこうえん ご じぎょう同行援護事業

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、重度の視覚障がいのある人に対し外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するほか、移動に必要な支援等を行うサービスです。

## ■とうごうしつちょうしょう統合失調症

統合失調症は、幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患です。それに伴って、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障がいを受け（生活の障がい）、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい（病識の障がい）、という特徴を併せもっています。

## ■とく ていきゅうよくしゃ こようかいほつじょせいきん特定求職者雇用開発助成金

高齢者や障がい者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成するものです。

## ■こようトライアル雇用

トライアル雇用とは、働いた経験が少ないことから、期間の定めのない雇用（常時雇用）での就職に不安のある方などが、常時雇用への移行を前提として、原則3か月間その企業で試用雇用として働いてみる制度です。

トライアル雇用の期間中は、仕事や企業について理解を深めることができ、また、労働基準法などの法律が適用され賃金も支払われます。

## な

## ■なんびょう難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当

該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいいます。

難病のうち、以下の要件をすべて満たすものであって、患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いとして厚生労働大臣が指定したものが、指定難病として医療費助成の対象とされています。

- ・患者数が人口の0.1%程度に達しないこと
- ・診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること

平成25年4月から施行された障害者総合支援法においては、障がい者の定義に難病患者等を追加して障害福祉サービス等の対象とし、新たに対象となる難病患者等は障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じて障害支援区分の認定などの手続きを経たうえで、市町村において必要と認められた障害福祉サービス等（障がい児にあっては、児童福祉法に基づく障がい児支援）が利用できます。

に

### ■日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体としています。（窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等により行われています。）

ね

### ■Net119緊急通報システム

Net119緊急通報システムは、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。

スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

の

### ■ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが障がい者（特に知的障がい者）の処遇に関して唱え、北欧から世界に広まった障がい者福祉の最も重要な理念です。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

### ■ノンステップバス

誰でも乗降しやすいように、床を低くして乗降口の階段を極力なくしたバスのことです。

従来のバスとの違いは、ノンステップバスは、床下の機材を主に後方部分に集中させることで、床を地上から概ね30センチと低くし、乗降口にスロープ（渡り板）を付けることで車いすも乗降できるようにしたものです。空気圧で車体を下げるニーリング（車高調整）装置がついているものもあります。

## は

### ■パーキングパーミット制度<sup>せいど</sup>

障がい者等用駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付する制度です。

### ■発達障がい<sup>はったつしょうがい</sup>

脳機能の発達が関係する生まれつきの障がいで、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

### ■発達障害者支援センター<sup>はったつしょうがいしゃしえん</sup>

発達障がい児者及びその家族等に対する相談支援、発達支援、就労支援及び関係機関に対する普及啓発や研修などを行う専門機関です。発達障がい児者とその家族が豊かな地域生活を送れるよう、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児者とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。

## ひ

### ■ピアサポート

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援する活動です。

### ■ヒアリンググループ

マイクを通した音声を直接補聴器や人工内耳へ伝えることができ、講演や会議、コンサートなどの会場で、発生者の声や音楽をクリアに聞くことができる難聴者の聞こえを支援する設備です。

### ■避難所運営ゲーム（HUG）<sup>ひなんじょうえい</sup>

Hinanzyo（避難所）Unei（運営）Game（ゲーム）の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」という意味を持っています。

避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応

していくかを模擬体験し、避難所運営を学ぶことができるものです。



### ■ FAX110番<sup>ばん</sup>

障がいのある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くための対策の1つとして、全都道府県警察において行われている、FAXによる緊急通報の受理のことです。

### ■ 福祉避難所<sup>ふくしひなんじょ</sup>

災害時に、一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障がいのある方など、特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所です。市町村において社会福祉法人等の協力を得て、高齢者福祉施設や障がい者福祉施設などが指定されています。

### ■ ブルーライトアップ

4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日の「発達障害啓発週間」に、広く一般の関心を高めるよう各地の名所旧跡などを青色にライトアップする活動です。青色は癒しや希望などを表し、自閉症や発達障がいを理解していただくためのシンボルカラーとして使用されています。



### ■ ペアレントトレーニング

子どものほめ方や指示の出し方、環境調整、不適切な行動への対応といった具体的な養育スキルを保護者に学んでもらいながら子どもの行動変容を目指す、行動理論に基づいたプログラムです。

### ■ ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験のある先輩保護者で、現在子育てを行っている保護者の相談役となる人のことです。改正発達障害者支援法（平成28年）において、「発達障がいの家族が互いに支え合う活動の支援」が明記され、全国でペアレントメンターの養成・活用が推進されています。

### ■ ヘルプマーク

義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、バッグ等に身に付けることで、周囲の方に手助けを必要とすることや「見えない障がい」への理解を求めるものです。

## ま

## ■マルチメディアデイジー

視覚に障がいのある方、発達障がいなどで活字による読書が困難な方に対し、文字や音声、画像などで読書が楽しめる図書のことです。

## も

■<sup>もう</sup>盲ろう

盲ろうとは「視覚と聴覚の両方に障がいがあること」を言います。また、視覚と聴覚の両方に障がいがある者を盲ろう者と言い、全盲ろう、盲難聴、弱視ろう、弱視難聴の4タイプ分けられます。

■<sup>もう</sup>盲ろう者<sup>しゃつうやく</sup>通訳・<sup>かいじょしゃ</sup>介助者

盲ろう者の、生活上のコミュニケーションや移動の支援を行う者のことです。

## ゆ

## ■ユニバーサルツーリズム

高齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが気兼ねなく楽しめるよう創られた旅行のことです。

## よ

■<sup>ようやくひっきしゃ</sup>要約筆記者

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う人です。要約筆記とは、聴覚障がい者のための意思疎通を図る手段のひとつで、話し手の内容をつかんで、要点をまとめて筆記し聴覚障がい者に伝達するものです。

## れ

## ■レスパイト

障がい者（児）を家族の一員に抱える親・家族を、一時的に一定の期間障がい者（児）の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを回復し一息つけるようにするサービスです。

## ろ

■<sup>うんどうきしょうこうぐん</sup>ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

骨や関節、筋肉、動きの信号を伝える神経などが衰えて「立つ」「歩く」といった動作が困難になり、要介護や寝たきりになってしまうこと、又は、そのリスクが高い状態のことです。

## 清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

- 知 清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます
- 創 ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます
- 伝 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

清流の国ぎふ

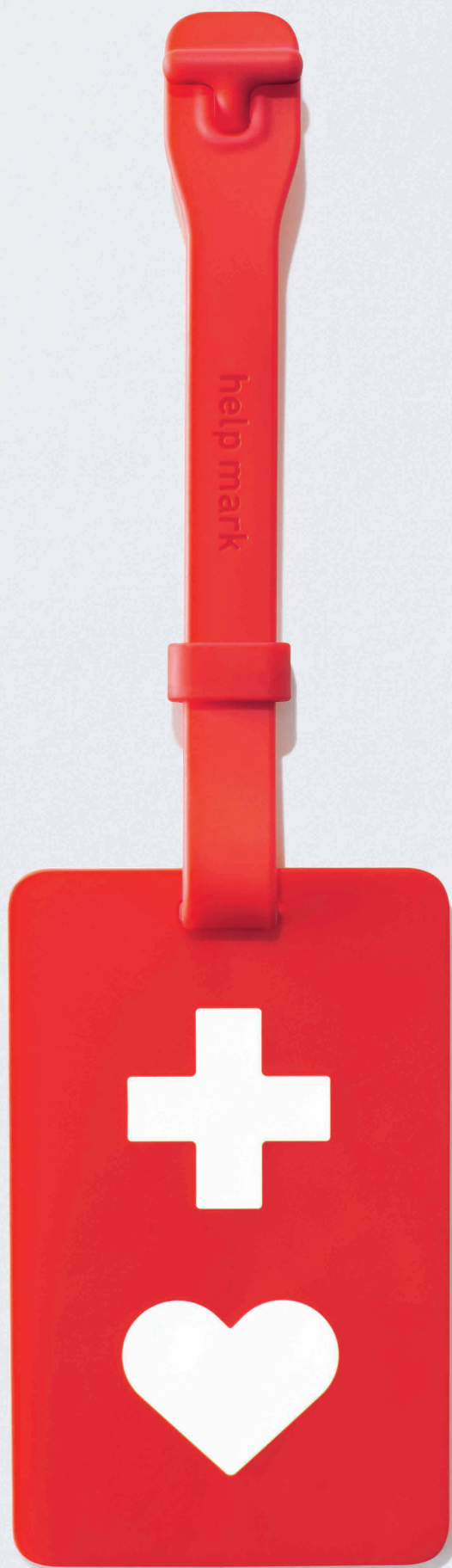
## 第4期岐阜県障がい者総合支援プラン

令和6年3月

編集・発行	岐阜県健康福祉部障害福祉課
	岐阜市藪田南2-1-1
	電話 058-272-1111(県庁代表)
	FAX 058-278-2643
	E-mail c11226@pref.gifu.lg.jp

ヘルプマークを知っていますか？

**援助が必要な方**のためのマークです。



外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。  
このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、  
困っているようであれば声をかける等、  
**思いやりのある行動**をお願いします。

- ヘルプマークは、次の場所で配布しています。  
各市町村の障がい福祉担当課／県事務所福祉課（西濃、揖斐、中濃、可茂、東濃、恵那、飛騨）／岐阜地域福祉事務所／岐阜県庁障害福祉課
- ヘルプマークの裏面には、必要な支援が記載されたシールが貼ってあります。みなさまのあたたかいご支援をお願いします。
- ヘルプマークの啓発を応援いただける方や事業所に、ポスター及びチラシをお配りしています。詳しくは、県庁障害福祉課までお尋ねください。
- 詳しくは、県庁ホームページをご覧ください。 <https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/helpmark.html>



岐阜県

# 障がい者マーク、いくつご存じですか。

	<p><b>身体障害者標識</b> 警察庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手や足などに障がいのある方が車を運転する場合に、車に表示するマークです。</li> <li>・このマークを表示した車に対し、幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反となります。</li> </ul>
	<p><b>聴覚障害者標識</b> 警察庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音が聞こえない、聞こえにくいなどの障がいのある方が車を運転する場合に、車に表示するマークです。</li> <li>・このマークを表示した車に対し、幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反となります。</li> </ul>
	<p><b>障がい者のための国際シンボルマーク</b> 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある方に配慮された建物、施設であることを表す世界共通のマークです。</li> <li>・このマークのある駐車場やトイレ等では、障がいのある方の利用に配慮しましょう。</li> </ul>
	<p><b>盲人のための国際シンボルマーク</b> 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がいのある方に配慮された建物、設備、機器などにつけられている世界共通マークです。</li> <li>・街角の信号などでこのマークを見かけたら、視覚障がいのある方への支援や協力をお願いします。</li> </ul>
	<p><b>耳マーク</b> 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耳が聞こえない、聞こえにくいなどの障がいのある方が、自身の障がいを表すために身につけるマークです。自治体、病院、銀行等の窓口でも表示され、聴覚障がいのある方が利用しやすい環境づくりにも活用されています。</li> <li>・このマークを身につけている方を見かけたときは、「はっきり口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をしましょう。</li> </ul>
	<p><b>ほじょ犬マーク</b> 厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お店などの入り口に表示され、身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の受け入れについて周囲の理解を求めるマークです。</li> <li>・補助犬は、法律に基づいた訓練を受け、「工作中」は補助犬の表示をつけます。</li> <li>・補助犬は、お店などに入ることが法律で認められています。補助犬を見かけたら、受け入れへの理解をお願いします。</li> </ul>
	<p><b>オストメイトマーク</b> 公益社団法人 日本オストミー協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレの入り口に表示され、人工肛門・人工膀胱を保有する方（オストメイト）が利用できるトイレであることを示すマークです。</li> <li>・オストメイト対応トイレがどこにあるか聞かれたときは、このマークのあるトイレを案内してください。</li> </ul>
	<p><b>ハート・プラスマーク</b> 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内臓に障がいがあっても見た目は分からない方への配慮を求めるマークです。ご本人が身につけたり、駐車場や鉄道・バスの車内等で表示されたりしています。</li> <li>・このマークを身につけている方を見かけたときは、優先駐車場や優先席の利用をすすめる、携帯電話の使用を控えるなど、思いやりのある行動をしましょう。</li> </ul>
	<p><b>障害者雇用支援マーク</b> 公益財団法人 ソーシャルサービス協会 ITセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある方の就労（仕事につくこと）を応援する企業や団体などが、ホームページや広告物などに表示するマークです。就労を希望する障がいのある方にとって、障がい者雇用を積極的に行っている、行いたいと思っている企業がどこにあるのかを分かりやすくし、企業側と障害のある方の橋渡しをめざしたものです。</li> </ul>
	<p><b>白杖SOSシグナル 普及啓発シンボルマーク</b> 岐阜市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がいのある方が困っているときに、白杖を高く掲げて周囲の方にサポートを求める「白杖 SOS シグナル」を知ってもらうためのマークです。</li> <li>・視覚障がいのある方が白杖を掲げているときは、すすんで声をかけ、困っていることを聞き、必要なサポートをしましょう。</li> </ul>
	<p><b>ヘルプマーク</b> 東京都</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。</li> <li>・ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</li> </ul>

## 岐阜県